

業務運営評価制度：平成 14 年度年間事業評価書

平成 15 年 9 月

国際協力銀行

目次

| | 頁 |
|---|----|
| 1 . はじめに | 1 |
| 2 . 評価の手法 | |
| (1) 評価の対象と観点 | 3 |
| (2) 課題毎の評価の総合化と段階評価 | 4 |
| 3 . 平成 14 年度業務実績と年間事業評価の概要 | |
| (1) 金融種別別出融資保証承諾件数及び金額の実績 | 5 |
| (2) 評価概要 | 6 |
| 4 . 平成 14 年度年間事業評価 (基本業務分野) | |
| (1) 事業に関する課題への取り組み状況の評価 | 9 |
| (2) 財務に関する課題への取り組み状況の評価 | 12 |
| (3) 組織能力に関する課題への取り組み状況の評価 | 13 |
| 5 . 平成 14 年度年間事業評価 (事業分野) | |
| (1) 「事業分野：国際金融秩序安定への貢献」 | |
| 年間事業計画の狙い | 16 |
| 本事業分野を取り巻く環境 | 16 |
| 年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略 への今後の対応 | 17 |
| 課題への取り組み状況の評価 | 19 |
| (2) 「事業分野：開発途上国の経済社会開発支援」 | |
| 年間事業計画の狙い | 21 |
| 本事業分野を取り巻く環境 | 21 |
| 年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略 への今後の対応 | 22 |
| 課題への取り組み状況の評価 | 24 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| (3) 「事業分野：我が国の資源の安定確保」 | |
| 年間事業計画の狙い | 3 0 |
| 本事業分野を取り巻く環境 | 3 0 |
| 年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略 への今後の対応 | 3 1 |
| 課題への取り組み状況の評価 | 3 3 |
| (4) 「事業分野：我が国の資本・技術集約型輸出の支援」 | |
| 年間事業計画の狙い | 3 5 |
| 本事業分野を取り巻く環境 | 3 5 |
| 年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略 への今後の対応 | 3 6 |
| 課題への取り組み状況の評価 | 3 8 |
| (5) 「事業分野：我が国産業の国際的事業展開の支援」 | |
| 年間事業計画の狙い | 4 0 |
| 本事業分野を取り巻く環境 | 4 0 |
| 年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略 への今後の対応 | 4 0 |
| 課題への取り組み状況の評価 | 4 2 |
| (6) 「事業分野：開発途上国の地球規模問題への対応支援」 | |
| 年間事業計画の狙い | 4 5 |
| 本事業分野を取り巻く環境 | 4 5 |
| 年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略 への今後の対応 | 4 6 |
| 課題への取り組み状況の評価 | 4 7 |

1. はじめに

国際協力銀行は、政策金融機関としての立場から、国民に対する説明責任(アカウントビリティ)の徹底、国民的視点に立った成果重視の業務運営の推進、自律的な業務運営の確保、機動的・効率的な執行体制の確立、統合機関としての潜在的価値の発揮を主な目的として、平成 14 年度から業務運営評価制度を導入している。

本評価書は、上記制度導入後初めて、その枠組みに沿って策定された平成 14 年度年間事業計画の実施状況の評価結果を取り纏めたものである。作成に際しては、類似の評価制度・手法に関する知見、国民あるいは本行出融資等の利用者の視点を有する第三者による外部有識者委員会(注)にて、評価手法の検討を行っている。また、本評価結果については、同委員会の意見を得ることとする。

(注) 平成 14 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会

- 設立目的 -

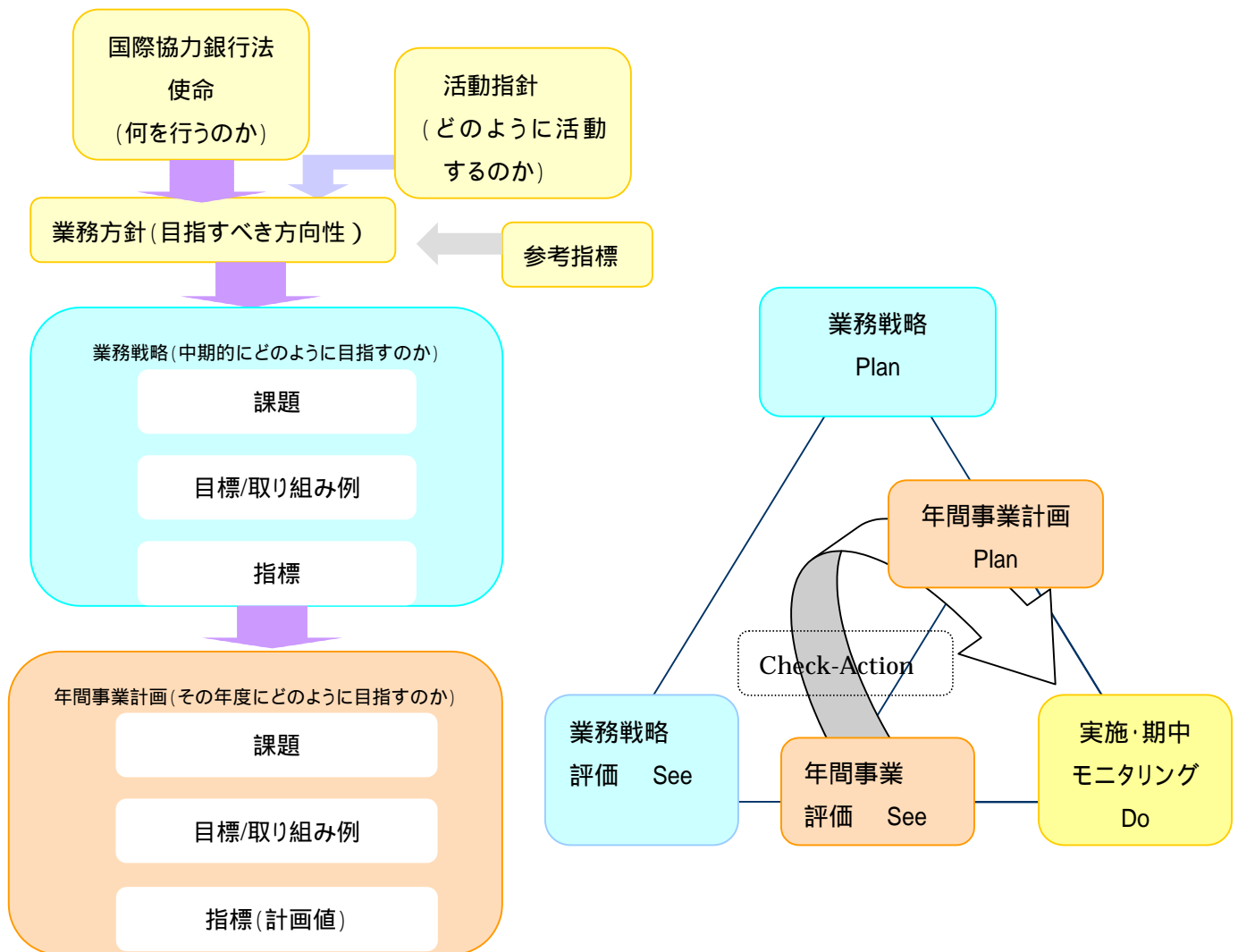
内部評価の評価手法及びこれに基づく評価結果の妥当性を検討すること。また、これら検討結果に加えて、次年度以降の評価制度の運用改善に向けた意見を本行総裁に対し提出することを目的に設立。

- 委員名簿 - (敬称略、座長以外 50 音順)

(座長) 高木 勇三 日本公認会計士協会理事
大住 莊四郎 新潟大学経済学部教授
岡部 直明 日本経済新聞社 取締役論説主幹
角田 博 社団法人日本経済団体連合会 国際経済本部 本部長
城山 英明 東京大学大学院法学政治学研究科助教授

開催実績: 第 1 回 平成 15 年 6 月 13 日 議題: 業務運営評価制度の運用と評価手法について
第 2 回 平成 15 年 9 月 17 日(予定) 議題: 平成 14 年度年間事業評価書について

(業務運営評価制度の枠組み)



国際協力銀行法に基づく「使命」の下での業務運営の方針を「業務方針」として策定。また、公的業務を行う法人として、その価値を最大限に発揮する上で「どのように活動するか」を明確にした「活動指針」を策定。

「業務方針」に沿った業務の着実な実施と業務運営の透明性確保のため、課題、目標/取り組み例、指標を示した「業務戦略」を作成。

「業務戦略」は、全行的な事業・財務・組織能力に関する「基本業務戦略」及び6つの事業分野毎の活動に関する「分野別業務戦略」とで構成。

「業務戦略」を各年度の活動として具体化するため「年間事業計画」を作成。

「年間事業計画」の定期的・継続的な評価・モニタリングを通じた業務改善の推進と、必要に応じ「業務戦略」自体の再検討を実施。

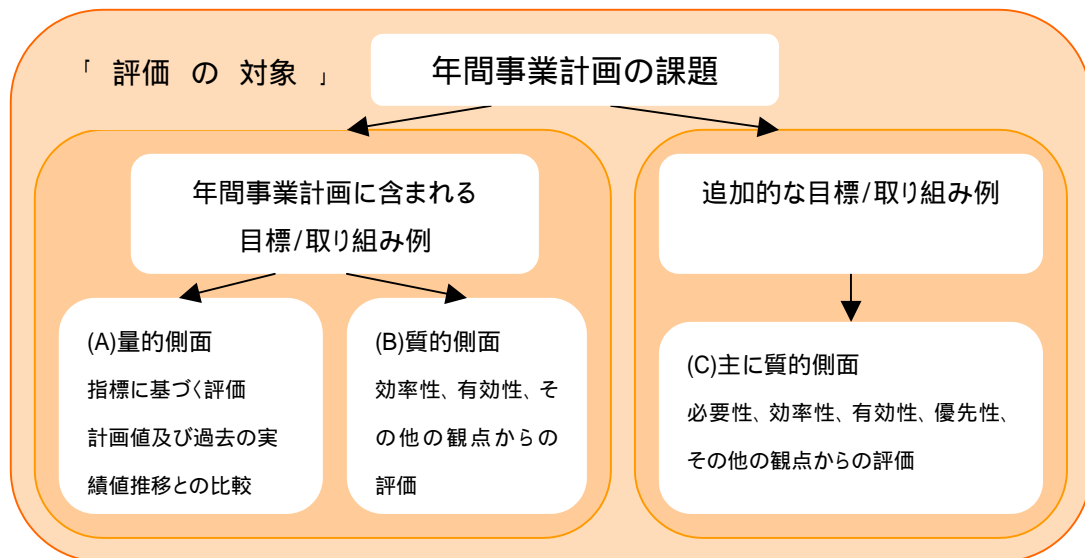
(業務運営評価制度の導入の背景、目的、枠組み等詳細は本行ホームページ参照)

2. 評価の手法

(1) 評価の対象と観点

本評価は、年間事業計画の基本業務分野、6 事業分野の各課題への取り組み状況について、課題への具体的な取り組みとして計画の中に含まれている目標/取り組み例及び計画には含まれていない目標/取り組み例について、量的側面及び質的側面の評価を総合化することで行っている。質的評価に用いた観点(下表「評価の質的観点」)は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等を踏まえつつ、政策金融機関としての本行業務の独自性を勘案し、その課題の特性に応じた点を含めている。

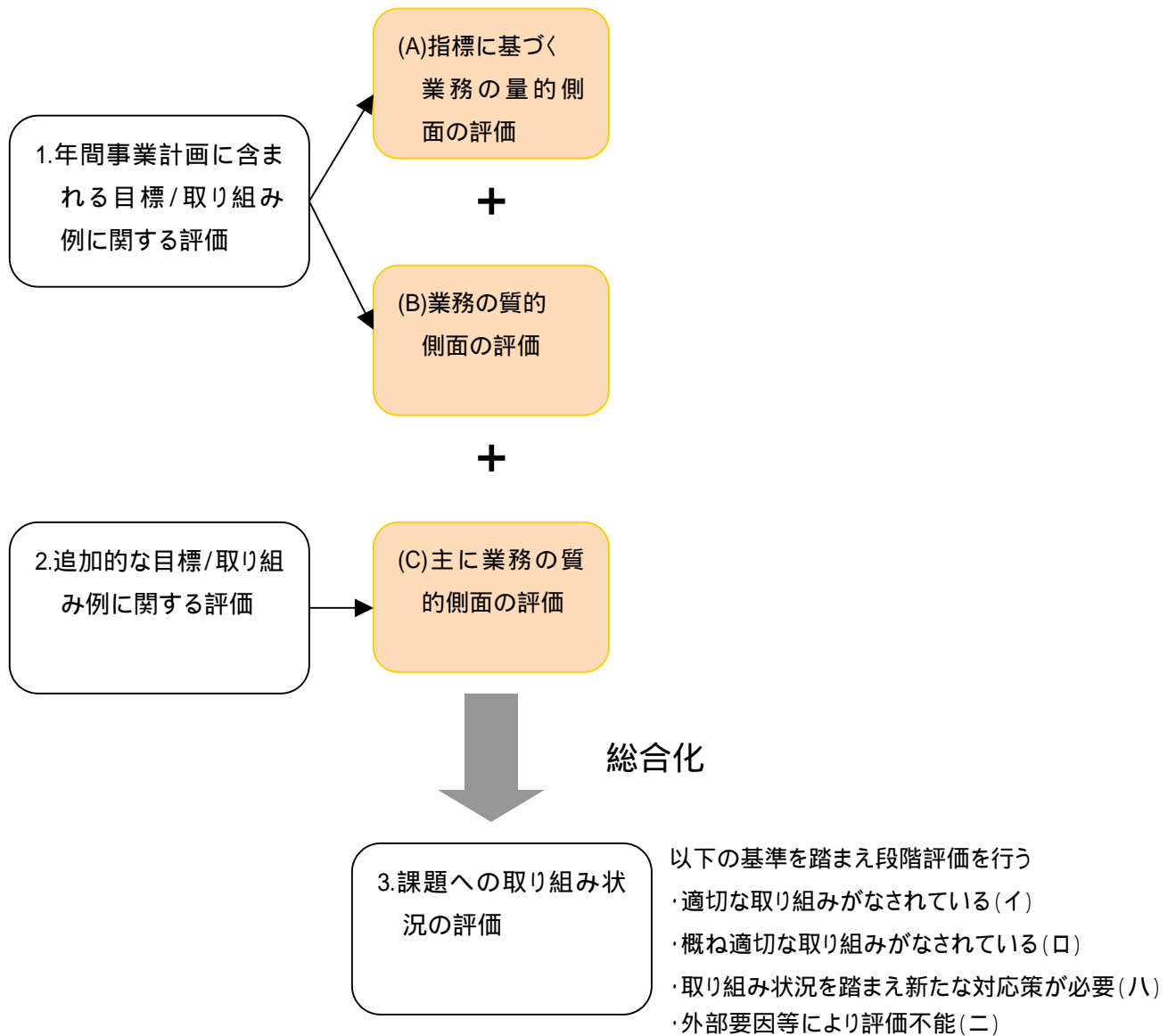
下図、「評価の対象」にあるように、予め年間事業計画に含まれる目標/取り組み例は量的側面(A)及び質的側面(B)より評価している。質的側面は効率性、有効性、その他を評価の観点とする。年間事業計画に含まれない追加的な目標/取り組み例の評価については、主に質的側面(C)より、効率性、有効性、その他の観点に加え、課題への取り組みとしての必要性、優先性の観点からも評価する。



| 「評価の質的観点」 | |
|-----------|--|
| 必要性 | ・ 目標/取り組み例が業務戦略・年間事業計画の課題への取り組みとして必要か否か。 |
| 効率性 | ・ 目標/取り組み例を実施する際、投入資源に見合う効果が効率的に得られるか否か。 ・ 必要な効果がより少ない資源で得られる目標/取り組み例が他にないか。 |
| 有効性 | ・ 目標/取り組み例の実施により、期待される効果が得られるか否か。 ・ 期待される効果に照らして、より大きな効果が得られる目標/取り組み例が他にないか。 |
| 優先性 | ・ 必要性、効率性、有効性などの視点による評価を踏まえ、他の目標/取り組み例より優先的に実施すべきか否か。 |
| その他 | ・ 目標/取り組み例を実施するに際し、本行として配慮すべき行動規範(業務運営評価制度活動指針等)の遵守に努めているか否か。 ・ 目標/取り組み例の実施により、課題の特性に応じた持続的な効果や間接的な波及効果等が得られるか否か。 |

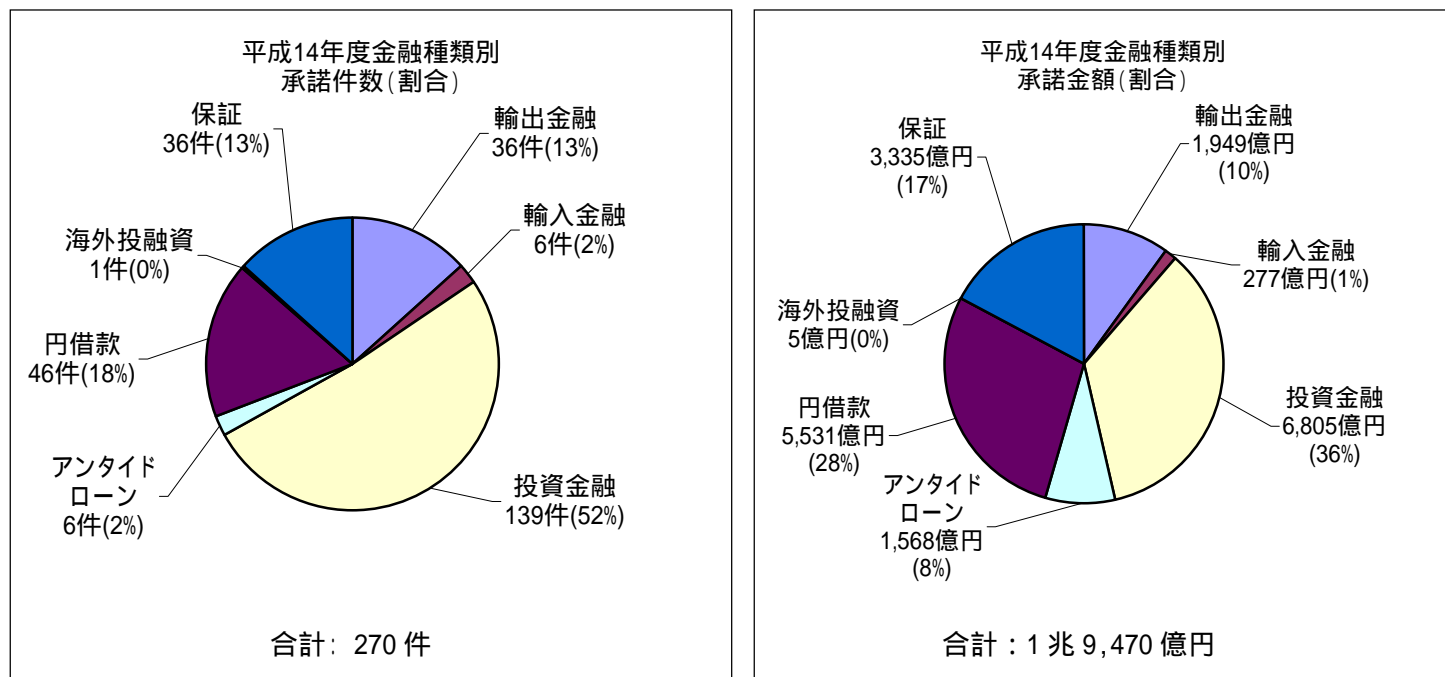
(2) 課題毎の評価の総合化と段階評価

目標/取り組み例の評価を課題毎に総合化し、段階評価を実施する。



3. 平成14年度業務実績と年間事業評価の概要

(1) 金融種別別出融資保証承諾件数及び金額の実績



(参考) 各事業分野に関連する出融資保証承諾件数及び金額の比率

| 6 事業分野 | 件数(%) | 金額(%) |
|--------------------|-------|-------|
| 国際金融秩序安定への貢献 | 4 | 10 |
| 開発途上国の経済社会開発支援 | 26 | 34 |
| 我が国の資源の安定確保 | 16 | 12 |
| 我が国の資本・技術集約型輸出の支援 | 12 | 9 |
| 我が国産業の国際的事業展開の支援 | 33 | 24 |
| 開発途上国の地球規模問題への対応支援 | 10 | 12 |
| 合計 | 100 | 100 |

(注1) 複数の事業分野の課題に対応する案件は、各分野に計上している。

(注2) 単位未満四捨五入。各分野の割合を合計しても100%にならない。

(2) 評価概要

| |
|--|
| 基本業務分野 |
| <p>(1) 事業課題</p> <p>「民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化」、「国際機関・他国公的機関との積極的連携」、「環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み」及び「中堅・中小企業向け支援の充実」について適切な取り組みがなされている(イ)。「効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用」については、これまでの経験も踏まえ取り組みを進めることが必要である(ロ)。</p> <p>(2) 財務課題</p> <p>「適正な損益水準の確保」については、政府の債務救済方式の変更により、一部債権の償却、引当を行い、特別損失を計上したものの、経常利益では概ね適正な損益水準が確保されている(ロ)。また「出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理」については、政策目的や民間金融機関との業務内容の差異等を踏まえ、概ね適切な取り組みがなされている(ロ)。</p> <p>(3) 組織能力課題</p> <p>「我が国国民の意見・要請の適切な反映」、「情報公開・広報活動の推進」について適切な取り組みがなされている(イ)。さらに「オペレーションの効率的な実施」に努め、「利用者の視点に立った業務の改善」を着実に進めることが必要である(ロ)。</p> |
| 事業分野 |
| <p>(1) 国際金融秩序安定への貢献</p> <p>「アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化」、「アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化」について適切な取り組みがなされている(イ)。「アジア各国の国際金融市場における資金調達支援」については、今後、具体化が見込まれるアジア債券市場育成構想等に対応したさらなる取り組みが必要である(ロ)。</p> <p>(2) 開発途上国の経済社会開発支援</p> <p>「アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進」、「貧困削減への対応の強化」、「開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援」等、各課題への適切な取り組みがなされている(イ)。ただし、貧困削減については、それを重視する国内外の議論を踏まえ、インフラ整備を通じた経済成長による対応も含め引き続き着実な取り組みが必要である。また、ODA タスクフォースへの参加等を通じた現地での取り組み、人材育成分野への支援、「知的協力の推進」等の効果のフォローアップに関しても引き続き対応が必要である。</p> <p>(3) 我が国の資源の安定確保</p> <p>多様な地域・国での資源案件に対する支援を通じ、「我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保」への適切な取り組みがなされている(イ)。今後は、リスクテイク機能の活用を通じ、「高リスク・巨額な資源案件への適切な対応」をさらに進め(ロ)、中東情勢、アジア地域のエネルギー需給動向、エネルギー資源開発案件の大型化、海外資源関連企業の再編等を踏まえ、日本企業の資源案件の支援に引き続き積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(4) 我が国の資本・技術集約型輸出の支援</p> <p>案件発掘・形成調査業務等による「日本企業の輸出機会の創出」、「我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築」への適切な取り組みがなされている(イ)。「日本企業の輸出競争力の確保」については、プラント市場の動向等を踏まえ、リスクテイク機能を活用し、輸出案件の実現をさらに支援することが必要である(ロ)。</p> |

(5) 我が国産業の国際的事業展開の支援

「開発途上国における日本企業の事業機会の創出」、「日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成」、「開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応」について適切な取り組みがなされている(イ)。「日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援」については、さらにニーズの把握を進め、積極的な対応を行う必要がある(ロ)。

(6) 開発途上国の地球規模問題への対応支援

「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充」、「地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係機関との知的連携の強化」について適切な取り組みがなされている(イ)。「日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充」については、日本企業の排出権獲得に資する案件の支援への取り組みを、「地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化」については、開発途上国の人口問題への取り組みを、さらに進める必要がある(ロ)。

(注)記号(イ・ロ)は4ページ図の段階評価結果を表す。

4. 平成14年度年間事業評価(基本業務分野)

(1) 事業に関する課題への取り組み状況の評価

| 課題 | 目標 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|-----------------------------------|---------------------------------------|---|-----------|-----------|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化 | 民間金融機関との協調融資および保証機能の活用を通じた民間資金の積極的動員 | 協調融資案件における民間金融機関等の融資承諾額(モニタリング指標)(注) | 16,321 億円 | 11,241 億円 | 15,669 億円 | | 14,519 億円 | |
| | | 上記協調融資案件における民間金融機関等の総借入額に占める平均融資比率(各案件の融資比率を単純平均)(モニタリング指標) | 40% | 46% | 50% | | 48% | |
| | | 民間金融機関等に対する保証承諾額(モニタリング指標) | 1,577 億円 | 1,183 億円 | 873 億円 | | 3,335 億円 | |
| | | 上記の民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率(モニタリング指標) | 9.6% | 9.8% | 6.5% | | 23.9% | |
| 開発事業における民間資金との役割分担の推進 | 民間資金との役割分担に関する開発途上国政府・他の公的資金提供者との協議件数 | 5 | 4 | 5 | 7 | 21 | | |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ 我が国民間金融機関の信用力を補完する観点から、パフォーマンスボンド等に対する保証制度を創設し、機動的に支援を行っている。
- ・ 海外シンジケートローン保証につき、保証範囲を拡大している。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 本行保証制度の改善等、業務の改善について我が国民間金融機関と定期的に協議会を開催している。
- ・ 2002年10月の政府の「改革加速のための総合対応策」に即応し、ツーステップローンの供与等、民間金融機関を補完して、日本企業のニーズに機動的に対応している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。引き続き我が国民間金融機関の状況等に留意しつつ課題への対応を図る必要がある。

(注)「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関融資分」と定義している。

| 課題 | 目標 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|---|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用 | 相互に関連する日本企業と開発途上国政府・企業による各種事業(例:民活発電事業と開発途上国政府による送配電事業)に対する総合的支援の強化 | 関連する複数の事業に対し、包括的支援を行った件数 | 4 | 7 | 1 | 5 | 3 | 8 |
| | 我が国民間部門の有する知見やノウハウを活用した開発途上国における開発事業の推進 | 日本企業の参画する開発途上国の民活・民営化案件に対する支援案件数 | 4 | 6 | 1 | 9 | 5 | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ベトナム、スリランカ、インドの電力分野で、セクター改革支援やプロジェクト型融資等を組み合わせて、包括的支援を実施している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外経済協力業務における SAPI(注)の活用と、国際金融等業務のアンタイドローン形成(ADB との協調融資)、及び我が国の電力業界、本行、ADB による民活・民営化にかかる問題点の協議、案件形成への反映により、フィリピン電力セクター改革を支援している。 世界銀行、他国公的信用機関との連携による民活事業の再建、現地商工会議所を通じた意見の聴取と、それを踏まえた政府への提言、円借款の供与等により、インドネシア電力セクターを支援している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への概ね適切な取り組みがなされている。今後これら包括的支援の成果、経験の整理を行うとともに、我が国産業界のニーズを発掘しながら、他国、他のセクターでも取り組みを進める必要がある。 <p>(注)SAF と SAPI 開発途上国の円借款案件の形成支援(Special Assistance for Project Formation: SAPROF)、調達実施支援(Special Assistance for Procurement Management)、事業実施支援(Special Assistance for Project Implementation: SAPI)、完成案件の事業効果持続、あるいは一層の発現支援(Special Assistance for Project Sustainability: SAPS)を目的に、本行が専門家を雇用・派遣する調査業務、2001年度に新たに国民の知見・アイデアを取り入れることを目的に「提案型・発掘型案件形成調査」を導入した。これら調査業務を総称して有償資金協力促進調査(Special Assistance Facility: SAF)と呼ぶ。</p> | | | | | | | | |
| 国際機関・他国公的機関との積極的連携 | 開発途上国向け支援に関する効果向上のための国際機関・他国公的機関との連携の推進 | 開発支援に係る国際的な枠組み(PRSP・CDF)、又は、その他国際機関・他国援助機関との間で開発政策に関する調整を行った件数 | 14 | 22 | 23 | 26 | 60 | 72 |
| | 他の公的資金との協調によるリスク負担の軽減 | 国際機関・他国公的機関との協調融資案件数(モニタリング指標) | 14 | 14 | 5 | | 7 | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 二国間援助機関(独復興金融公庫(KfW)、仏開発庁(AFD))と連携強化のための取極めを結び、世界銀行とは東アジア協議会を開催するなど、連携を一層強めている。 開発政策に関する調整件数についての指標実績は、本店(出張者によるものを含む)に限定しているが、別途海外駐在員事務所においても、セクター別ドナー会合等へ参加・貢献し、政策調整を行っている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界銀行、他国公的信用機関との協調により、インドネシア民活発電事業の再建を実現している。 ベトナムにおいて、世界銀行、ADB と入札書類の共通化等の手続調和化を行っている。 世界銀行との幅広い連携の一環として、セミナーを開催し、日本企業と世界銀行との対話を促進している。 アジア輸銀会合への参加を通じてアジア地域の公的機関との連携を強化している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。国際機関等との協議件数は増加しているが、今後とも効率的な連携、協議による効果の把握と向上が必要である。 | | | | | | | | |

| 課題 | 目標 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|---|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み | 環境問題に懸念がある案件(注)における、NGOや地域住民等から意見を聴取していることの確認の徹底 | 環境問題について懸念のある案件のうち、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行っていることを確認した案件の割合 | 55% | 63% | 63% | 100% | 96% | 100% |
| | 開発途上国の環境改善に貢献する案件への支援の積極化 | 環境改善効果が期待される出融資保証対象案件の割合 | 12% | 16% | 8% | 12% | 12% | 16% |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境問題について懸念のある案件で、地域住民等ステークホルダーとの協議を実施していない案件については、当該国環境省の規制に基づき、本行の与信判断に先立って事業実施者が環境影響評価結果を公開し、ステークホルダーの反対等問題がなかったことを確認している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(新環境ガイドライン)を制定。中国、インドネシア等計8カ国で新環境ガイドラインの説明会を実施し、環境問題への配慮を促している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 <p>(注)環境問題に懸念がある案件 新環境ガイドライン上、環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト、または、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積りが困難であるようなプロジェクト。</p> | | | | | | | | |
| 中堅・中小企業向け支援内容の充実 | 各地商工会議所・地方自治体との連携による中堅・中小企業向け情報提供・コンサルティングサービスの充実 | 本行が実施した投融資相談会・講演等への参加中堅・中小企業数 | 64 | 51 | 58 | 60 | 72 | 87 |
| | 中堅・中小企業との関係が強い地方銀行を含む民間金融機関との協力関係強化 | 地方銀行を含む民間金融機関より紹介を受けた中堅・中小企業向け案件(モニタリング指標) | 3 | 3 | 4 | | 4 | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体、商工会議所、地方銀行等との連携及び移動相談室の開設等により、相談会・講演会への参加企業数が増加している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用金庫、信金中央金庫等、中堅・中小企業との関係が深い金融機関に対して、協調融資への参加を促し、本行融資活用の円滑化に努めている。 企業金融部内に中小企業向け融資専担グループを設置し、支援体制を整備している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。引き続き中堅・中小企業に対する支援内容の充実に努めることが必要である。 | | | | | | | | |

(2) 財務に関する課題への取り組み状況の評価

| 課題 | 目標 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|---|--|------|----------------------|----------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 適正な損益水準の確保 | 調達コスト・回収リスクを加味した上での適正な損益水準の確保 | 民間準拠損益計算書上の損益(注)(モニタリング指標) | N.A. | 732 億円 548 億円 | 1,212 億円 1,406 億円 | | 882 億円 5,833 億円 | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府の債務救済方式の見直しに伴い、国金勘定:392 億円、経協勘定:8,164 億円の「円借款関連損失」を計上したため、民間準拠損益計算書の損益は 2001 年度実績を下回った。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 当会計期間における特殊事情として、2002 年 12 月の政府発表「債務救済方式の見直しについて」の通り、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償の供与に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に変更されたことに伴い、対象円借款債権につき償却又は全額個別引当を行った。この処理に伴い特別損失(「円借款関連損失」)を計上したが、経常利益では概ね適正な損益水準が確保されている。なお、法定決算では、国際金融等勘定で 605 億円の利益金、海外経済協力勘定で 2,601 億円の損失金を計上した。 <p>(注) 民間会計基準に準拠した財務諸表 本行は、従来より作成している法定財務諸表(国際協力銀行関連法規及び特殊法人等会計処理基準等に基づき作成、国会提出)に加え、2001 年 3 月期より民間会計基準に準拠した財務諸表を作成、公表している。</p> | | | | | | | | |
| 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理 | 政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握および管理 | 金利感応度(金利変動による資産・負債の時価評価変動額(ベースポイントバリュ)) (モニタリング指標) | N.A. | 14 億円 79 億円 | 13 億円 81 億円 | | 13 億円 85 億円 | |
| | 財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握および管理 | 民間準拠会計基準に基づく貸倒引当金(モニタリング指標) | N.A. | 1,980 億円 3,327 億円 | 1,923 億円 2,967 億円 | | 1,272 億円 1,810 億円 | |
| | | 貸付金償却額(部分直接償却額を含む)(モニタリング指標) | N.A. | - - | 5 億円 - | | 392 億円 8,164 億円 | |
| | | 金融再生法開示債権比率(モニタリング指標) | N.A. | 3.43% 3.81% | 4.48% 4.16% | | 5.96% 1.34% | |
| | | 金融再生法開示債権の保全率(モニタリング指標) | N.A. | 80.9% 90.1% | 76.3% 80.3% | | 68.1% 53.4% | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務の健全性に関連する指標に関しては、2002 年度の数値が 2001 年度に比し大きく変化したが、これは、2002 年 12 月の政府による円借款の債務救済方式の見直しが主な要因。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き各種リスクに関する現状把握、管理態勢整備に注力するとともに、リスク管理に関する役職員の意識向上のための研修等を実施。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目的や民間金融機関との業務内容の差異等を踏まえ、概ね適切な取り組みがなされている。 | | | | | | | | |

(注) 財務に関する課題については、勘定別に設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

(3) 組織能力に関する課題への取り組み状況の評価

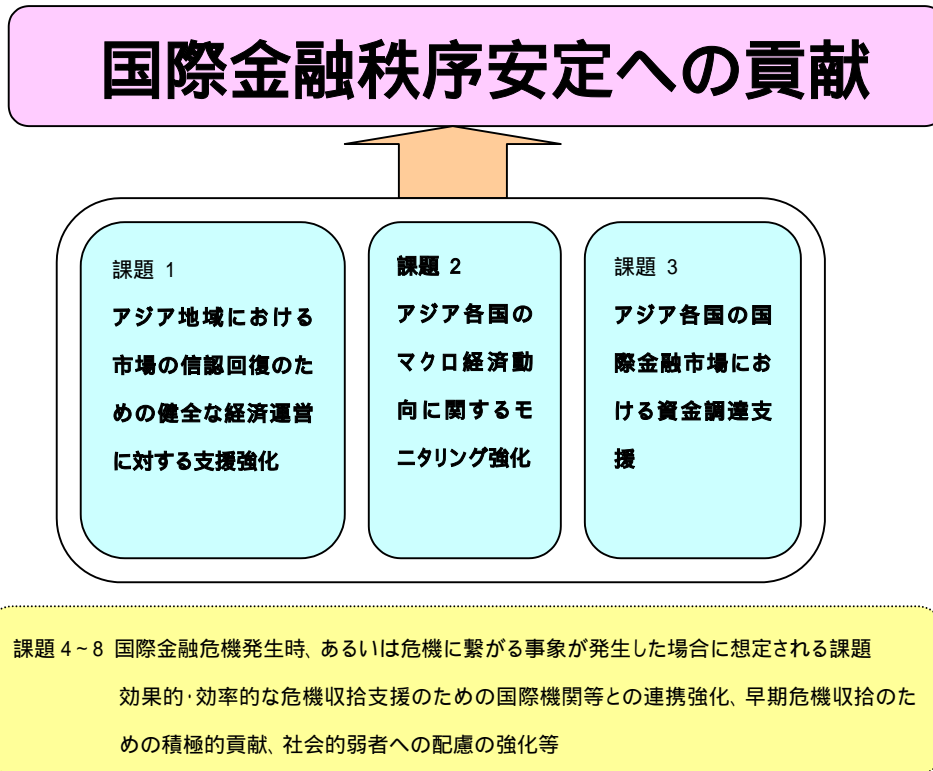
| 課題 | 目標 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|--|--|--|-------|-------|-------|---------------|-------|---------------|
| オペレーションの効率的な実施 | 効率的なコスト管理 | 事務経費率(モニタリング指標)(注) | 0.12% | 0.13% | 0.14% | | 0.14% | |
| | 案件管理の効率的実施 | 円借款における貸付実行の進捗率(パイプライン執行率)(モニタリング指標) | 15% | 14% | 14% | | 14% | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務経費率及び円借款における貸付実行の進捗率は、過去3年度とほぼ同水準で推移している。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への概ね適切な取り組みがなされているが、さらにオペレーションの効率的な実施に努める必要がある。 <p>(注)事務経費率 = (事務費 + 支払手数料) / (貸付金平均残高 + 出資金平均残高 + 支払承諾見返平均残高)</p> | | | | | | | | |
| 我が国国民の意見・要請の適切な反映 | 我が国国民・非政府団体(NGO)からの意見聴取、およびその事業参加の機会拡大 | ODAモニター制度や NGO-JBIC 協議会等を通じ、本行出融資対象案件に対する意見を聴取した個人・団体数 | 47 | 104 | 203 | 204 | 240 | |
| | | NGO や地方公共団体の協力を得て実施された出融資保証承諾案件数 | 3 | 3 | 4 | 3 | 18 | 26 |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標実績参加者数は ODA モニター制度及び NGO-JBIC 協議会によるもの。他にも、国別業務に関連した協議や、海外駐在員事務所による、現地で活動する我が国 NGO、日系企業等との協議を含め、国民の意見・要請の聴取に努めている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> タイにおける国民参加型援助促進セミナー、地方自治体との連携フォーラム等の開催を通じ、意見の聴取、業務への反映に努めるとともに、地方自治体との連携強化を目的としたパンフレットを作成、効率的な連携を図っている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 | | | | | | | | |

| 課題 | 目標 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|---------------------------|---|------|---------|---------|---------------|-----------|---------------|
| 利用者の視点に立った業務の改善 | 出融資利用手続きの軽減等による利便性の向上 | アンケート調査に基づく利用者満足度 | | | | | | |
| | 開発途上国におけるニーズの適切な把握 | 海外駐在員事務所と開発途上国政府との間での政策協議の開催件数 | 64 | 91 | 148 | 181 | 246 | 190 |
| | | 海外駐在員事務所が各種ニーズを聴取した現地日系企業数 | 230 | 432 | 527 | 583 | 604 | 600 |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ジャカルタ、北京、カイロ、ハノイ、フランクフルト、ロンドン等海外駐在員事務所において、開発途上国政府関係者、日系企業からのニーズ聴取の機会が多い。 本行出融資等利用手続きの利便性向上を図るためにアンケート調査を実施。利用者満足度は下記アンケート調査結果参照。 アンケートによって得られた意見、要望を踏まえ、利便性の向上に向けた対応策の具体化を検討中であり、SAFに関する月初の情報提供(新規調査公示及び契約実績)の実施(2003年7月開始)等一部対応に着手している。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への概ね適切な取り組みがなされている。アンケート調査や各種機会を利用して聴取した利用者のニーズを踏まえ、具体的な対応策の立案、実施が必要。 <p>(「利用者アンケート調査」概要-調査期間:2003年2月～5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本行出融資等利用手続きの利便性向上を図るため、利用の際の提出書類や諸手続き、職員の能力・対応等への意見をアンケート調査により収集。 対象は円借款の利用者である借入人・事業実施機関(80機関)、輸出金融、輸入金融、投資金融、保証の利用者である日本企業(80企業)の他、SAF利用のコンサルタント、円借款業務での連携実績のあるNGO、地方自治体。 円借款借入人・実施機関からの主要な回答 <ol style="list-style-type: none"> 円借款要請から貸付に至る各手続きで、時間がかかるとの回答は、要請から事前評価までの期間で多く36%、続いて事前評価から借款契約締結までが26%となっている。借款契約締結後の各手続きは、それぞれ10～20%程度が、時間がかかる回答している。 職員能力・対応に対する総合的な満足度は高い(97%)。 輸出金融、輸入金融、投資金融、保証の利用者である日本企業からの主要な回答 <ol style="list-style-type: none"> 金融種類毎の要請から融資承諾に至る各手続きで、時間がかかるとの回答は与信審査手続きの期間で、各々30～40%。輸出では審査後から融資承諾迄の手続きでも、時間がかかるとの回答が36%ある。 契約締結前後の提出資料の中で、投資金融の事業計画、事業報告の必要性について認知度が低い。 職員能力・対応に対する総合的な満足度は高い(95%)。 SAF利用のコンサルタントは、主にSAF調査のTORの明確化を希望。 | | | | | | | | |
| 情報公開・広報活動の推進 | 積極的な情報公開の推進 | HP(ホームページ)へのアクセス件数 | N.A. | 289,500 | 506,676 | 732,000 | 1,400,948 | |
| | 開発途上国における本行業務に関する広報活動の積極化 | 海外駐在員事務所からの現地マスコミに対する本行出融資対象案件の現場視察機会提供件数 | 6 | 8 | 12 | 25 | 15 | 19 |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザーのニーズに対応したコンテンツの増加等によってホームページアクセス数が増加。海外駐在員事務所による現地マスコミに対する現場視察機会の提供件数は、現地治安情勢等の影響を受けたが、過去実績に比し高水準となっている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> JBIC 広報センターを開設し、情報開示請求の窓口とするとともに、業務紹介パンフレットをはじめとして、各種広報誌、刊行物、プレスリリース、ビデオ等の資料提供を行っている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。今後も国民の情報ニーズに適切に応えるよう努めることが必要。 | | | | | | | | |

5 . 平成14年度年間事業評価(事業分野)

(1)「事業分野：国際金融秩序安定への貢献」

年間事業計画の狙い



本分野では、「アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリングを強化し(課題 2)」、アジア経済の動向や、各国の資金需要を把握した上で、アジア通貨危機により損なわれた、「市場の信頼回復に必要な健全な経済運営の支援(課題 1)」や、「民間資金の調達支援(課題 3)」を通じて、各国の国際金融市場からの資本流入の安定化に貢献することを目指している。

新たな国際金融危機や危機に繋がる事象が発生した場合には、「危機収拾策につき国際機関等との連携を強化し(課題 4)」、「適切な財政・金融政策等を通じた早期収拾を支援(課題 5)」、「民間資金の回帰を促して行く(課題 7)」。

その際、経済危機から社会危機へ繋がったアジア通貨危機の経験も踏まえ「社会的弱者への配慮を強化(課題 6)」する。なお一連の支援は「可能な限り迅速に実施するよう努める(課題 8)」。

本事業分野を取り巻く環境

アジアでは緩やかな景気拡大が続いているが、世界経済全体がなお力強さを欠く中、不透明感も残っている。そのうちアジア通貨危機の影響を大きく受けた国については、通貨危機後、経常収支、外貨準備、通貨価値は概ね堅調に推移しており(参考 1,2,3)、世界的な金融緩和による新興市場諸国への資金流入も相まって、国際資金の調達環境は一時期より改善している(参考 4)。

しかしながら、根本的な金融システムの脆弱性は解消されておらず、国際金融危機再発防止のためには、モニタリングの継続及び経済成長のために必要な中長期資金を

安定的に動員する仕組み、典型的には中長期債券市場の育成が引き続き課題である。

年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略への今後の対応

前述の環境認識を踏まえ、「モニタリングの強化(課題 2)」と「健全な経済運営に対する支援(課題 1)」を重視した適切な取り組みがなされている。「国際金融市場における資金調達支援(課題 3)」については、概ね適切な取り組みがなされているが、今後、具体化が見込まれるアジア債券市場育成構想等に対応したさらなる取り組みが必要である。

(参考 1) アジア主要国経常収支の推移

(単位:10 億ドル)

| | 95/96 | 99/00 | 01/02 |
|----------|--------|--------|--------|
| 韓国 | -15.8 | 18.4 | 7.2 |
| マレーシア | -6.6 | 10.5 | 7.3 |
| インドネシア | -7.0 | 6.9 | 7.3 |
| タイ | -14.1 | 10.9 | 6.9 |
| フィリピン | -3.0 | 8.2 | 4.2 |
| 中国 | 4.4 | 20.8 | 17.4 |
| 台湾* | 8.2 | 8.6 | 21.8 |
| シンガポール | 13.7 | 16.2 | 17.9 |
| 香港 | - | 10.6 | 14.9 |
| ベトナム | -2.0 | -1.1 | 0.6 |
| バングラデシュ | -0.9 | -0.3 | -0.5 |
| インド | -5.8 | -3.7 | - |
| パキスタン | -3.9 | -0.5 | 1.9 |
| スリランカ | -0.7 | -0.8 | -0.3 |
| カザフスタン | -0.5 | 0.3 | -0.8 |
| ウズベキスタン* | -0.5 | 0.01 | -0.002 |
| 日本 | 88.4 | 117.1 | 100.1 |
| 米国 | -111.8 | -351.6 | -448.4 |

(参考 2) アジア主要国外貨準備の推移

(単位:10 億ドル)

| | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 韓国 | 52.0 | 74.0 | 96.1 | 102.8 | 121.3 |
| マレーシア | 25.6 | 30.6 | 29.5 | 30.5 | 34.2 |
| インドネシア | 22.7 | 26.4 | 28.5 | 27.2 | 31.0 |
| タイ | 28.8 | 34.1 | 32.0 | 32.4 | 38.0 |
| フィリピン | 9.2 | 13.2 | 13.1 | 13.4 | 13.1 |
| 中国 | 149.2 | 157.7 | 168.3 | 215.6 | 291.1 |
| 台湾* | 90.3 | 106.2 | 106.7 | 122.2 | 161.7 |
| シンガポール | 74.9 | 76.8 | 80.1 | 75.4 | 82.0 |
| 香港 | 89.7 | 96.2 | 107.5 | 111.2 | 111.9 |
| ベトナム | 2.0 | 3.3 | 3.4 | 3.7 | 4.1 |
| バングラデシュ | 1.9 | 1.6 | 1.5 | 1.3 | 1.7 |
| インド | 27.3 | 32.7 | 37.9 | 45.9 | 67.7 |
| パキスタン | 1.0 | 1.5 | 1.5 | 3.6 | 8.1 |
| スリランカ | 2.0 | 1.6 | 1.0 | 1.3 | 1.6 |
| カザフスタン | 1.5 | 1.5 | 1.6 | 2.0 | 2.6 |
| ウズベキスタン* | 1.2 | 1.2 | 1.3 | 1.4 | - |
| 日本 | 215.5 | 286.9 | 354.9 | 395.2 | 461.2 |
| 米国 | 70.7 | 60.5 | 56.6 | 57.6 | 68.0 |

(出典: International Financial Statistics, December 2002, June 2003、経常収支は各 2 ヶ年の平均)

(*但し、台湾、ウズベキスタンについては ADB Asian Development Outlook 2000, 2003、経常収支は各 2 ヶ年の平均)

(参考3) アジア主要国為替レート推移(対 US\$年平均レート)

| | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 韓国 Won | 1,404.44 | 1,188.82 | 1,130.96 | 1,290.99 | 1,251.09 |
| マレーシア Ringgit | 3.92 | 3.80 | 3.80 | 3.80 | 3.80 |
| インドネシア Rupiah | 10,013.6 | 7,855.2 | 8,421.8 | 10,260.9 | 9,311.2 |
| タイ Baht | 41.36 | 37.81 | 40.11 | 44.43 | 42.96 |
| フィリピン Peso | 40.89 | 39.08 | 44.19 | 50.99 | 51.60 |
| 中国 RMB | 8.28 | 8.28 | 8.28 | 8.28 | 8.28 |
| 台湾(*) NT\$ | 33.5 | 32.3 | 31.2 | 33.8 | 34.6 |
| シンガポール S\$ | 1.67 | 1.70 | 1.72 | 1.79 | 1.79 |
| 香港* HK\$ | 7.75 | 7.76 | 7.79 | 7.80 | 7.80 |
| ベトナム Dong | 13,268 | 13,943 | 14,168 | 14,725 | 15,280 |
| バングラデシュ Taka | 46.91 | 49.09 | 52.14 | 55.80 | 57.89 |
| インド Rupee | 41.260 | 43.06 | 44.94 | 47.19 | 48.61 |
| パキスタン P Rupee | 44.94 | 49.12 | 53.65 | 61.93 | 59.72 |
| スリランカ Sr Rupee | 64.45 | 70.64 | 77.01 | 89.38 | 95.66 |
| カザフスタン Tenge | 78.30 | 119.52 | 142.13 | 146.74 | 153.28 |
| ウズベキスタン* Sum | 94.7 | 124.9 | 236.9 | 421.0 | 770.0 |
| 日本 Yen | 130.91 | 113.91 | 107.77 | 121.53 | 125.39 |

(出典: International Financial Statistics, June 2003)

(*但し、台湾、ウズベキスタンについては ADB Asian Development Outlook 2003)

(参考4) 開発途上国に対する長期民間資金流入額

(単位: 億ドル)

| 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|---------|--------|-------|-------|---------|--------|
| 2,801 | 2,693 | 2,161 | 2,015 | 1,600 | 1,495 |
| (1,002) | (628) | (497) | (597) | (461) | (601) |

(出典: 世界銀行 Global Development Finance 2003)

(注)括弧内はアジア地域向けであり、世界銀行の地域分類における East Asia and Pacific, South Asia 及び Central Asia。

課題への取り組み状況の評価

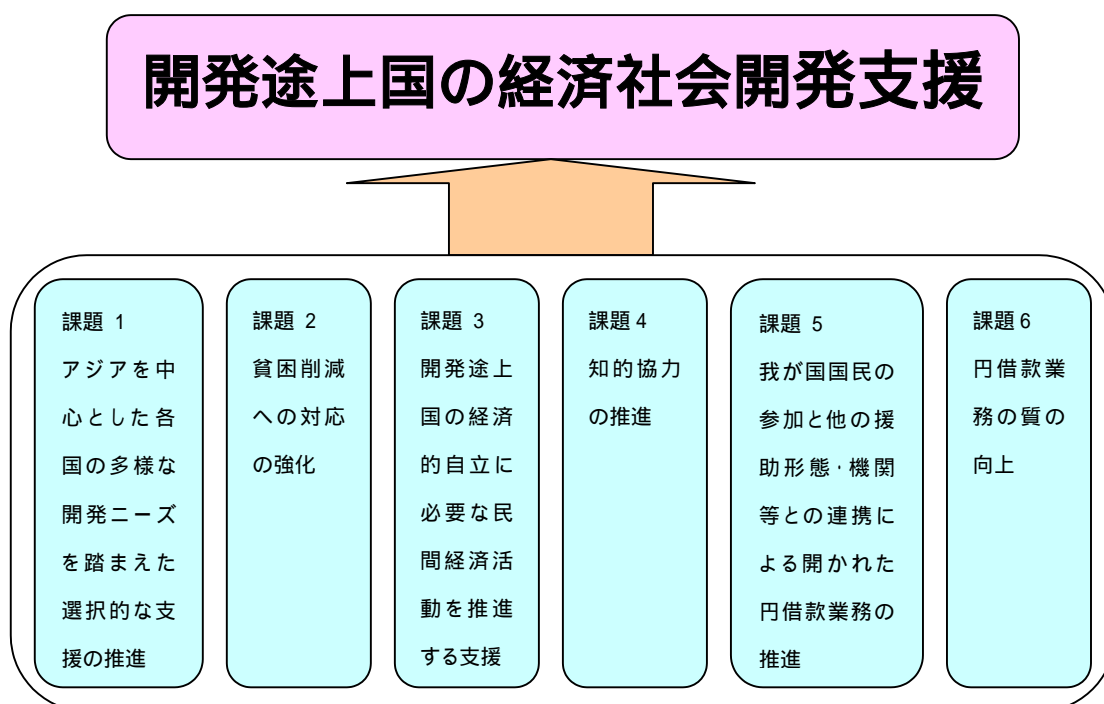
| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|---|---|---------|-------|-------|---------------|-------|---------------|
| アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化 | アジア地域の国と国際機関等による構造調整プログラム作成およびモニタリング過程における知的協力の推進 | アジア地域の国のマクロ経済政策について、当該国政府・国際機関等と協議を行った回数 | 20 | 19 | 23 | 51 | 35 | 28 |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 2002年度は、東アジア、東南アジア諸国に加え、中央アジア諸国、国内紛争の影響を受けたスリランカなど、支援が必要と考えられる国々を対象に経済運営に対する支援を行っている。 世界銀行の東アジア地域担当副総裁、国担当及びセクター担当の局長の参加を得て、東アジア地域協議会を開催し、両行の東アジア・東南アジア諸国の経済運営等支援策の調整を同時に行うなど、効率的な協議の実施に配慮している。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア各国の資金調達環境が改善しつつあることを踏まえると、政策協議を通じた支援の実施状況は、外部環境に応じた水準であると考えられる。 課題への適切な取り組みがなされている。引き続き、マクロ経済動向のモニタリング結果を踏まえた適時適切な対応に努め、協議結果の開発途上国政策への反映に配慮して行くことが必要である。 | | | | | | | | |
| アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化 | マクロ経済動向を定期的にモニタリングするアジア地域の国数の拡充 | 常時マクロ経済動向をモニタリングしているアジア地域の国数 | 12 | 13 | 11 | 13 | 15 | 14 |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> マクロ経済動向のモニタリングに関しては、アジア地域における本行の主要な与信先国について、現地調査を含む定期的なマクロ経済調査を実施している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間資金の流入額が大きい国については、金融危機の兆候を早期に把握するために、より継続的かつ詳細な情報収集体制を整えている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 | | | | | | | | |
| アジア各国の国際金融市場における資金調達支援 | アジア地域向け民間資本フローの拡充につながる案件に対する支援 | 本行支援対象案件によるアジア地域への実際の中長期民間資本流入額（モニタリング指標） | 1,052億円 | 220億円 | 402億円 | | 578億円 | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア各国の経常収支、資金調達環境がともに比較的安定していることもあり、本課題に対応する2002年度の保証供与実績は、インドネシア向けの1件、これによる民間資本流入額は578億円となっている。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への概ね適切な取り組みがなされている。ただし、資本市場の未整備など、アジア各国の構造的な問題は解消されておらず、民間資金の安定的な調達や活用を実現するために、今後、具体化が見込まれるアジア債券市場育成構想等に対応したさらなる取り組みが必要である。 | | | | | | | | |

(参考)以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くもの。

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|-------------------------------|-------|----|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化 | - | - | | | | | | |
| 早期危機收拾のための積極的貢献 | - | - | | | | | | |
| 社会的弱者への配慮の強化 | - | - | | | | | | |
| 危機收拾のための民間資金の活用 | - | - | | | | | | |
| 危機收拾支援の迅速な実施 | - | - | | | | | | |

(2)「事業分野：開発途上国の経済社会開発支援」

年間事業計画の狙い



本分野では、上記6つの課題に対応した業務を推進することで、国際経済社会の健全な発展のため、我が国の政府開発援助(ODA)の在り方を踏まえ、開発途上国の持続的な経済成長への支援により、経済的自立に向けての所得水準と生活の質の向上、及び貧困人口割合の削減に貢献することを目指している。

本事業分野を取り巻く環境

2002年3月、開発資金国際会議において、貧困撲滅、持続的経済成長、持続可能な開発を目標としたモンテレイ合意が、また同年8～9月には、「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」において、ミレニアム開発目標(MDGs)も踏まえた、貧困撲滅や持続可能な開発に向けた実施計画が採択されているが、今後の着実な実施が重要となっている(参考)。

他方、国内では、ODA改革の議論の中で、国民参加、透明性確保などが求められるとともに、厳しい経済財政事情の下、ODA内容の精査、戦略化・効率化などが進められることになっている。

年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略への今後の対応

「選択的な支援の推進(課題1)」については、円借款の承諾額ベースで、地域、分野ともに重点化が進み、適切な取り組みがなされている。今後 ODA 現地タスクフォースへの参加等を通じた現地での取り組みを強化する必要がある。

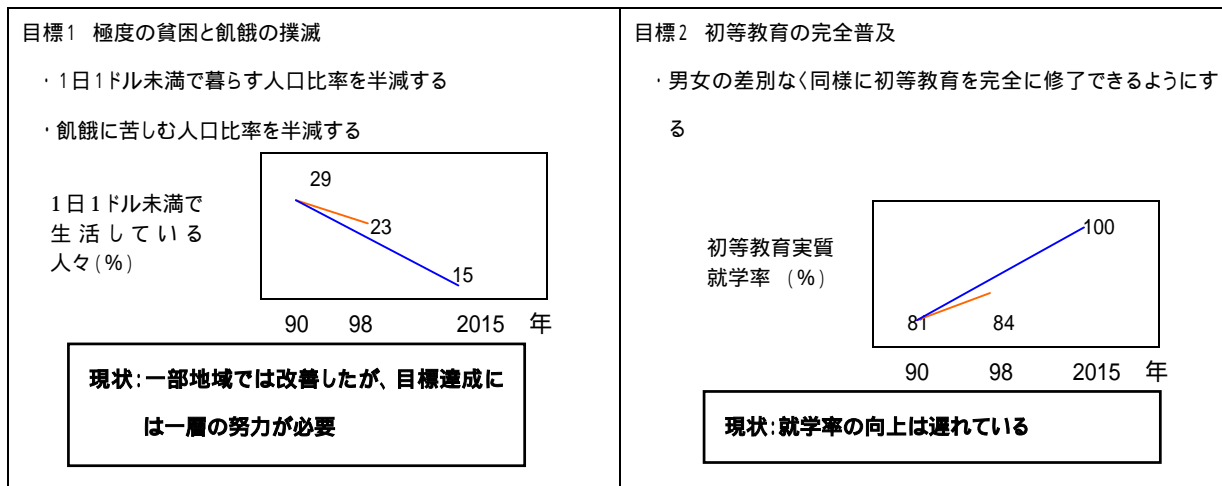
「貧困削減への対応強化(課題2)」については、開発途上国における貧困の様相の把握に基づく貧困対策案件の発掘、形成が進んでおり、適切な取り組みがなされている。貧困削減への取り組みを重視する国内外の議論を踏まえ、インフラ整備を通じた経済成長による対応も含めて、引き続き貧困削減に資する案件の着実な発掘、形成に取り組むことが必要である。

「民間経済活動を推進する支援(課題3)」については、ツーステップローンの供与や、ビジネス環境の整備を促す等、適切な取り組みがなされている。今後、人材育成分野において、中進国を含め案件の発掘、形成を進める等、対応の強化が必要である。

「知的協力の推進(課題4)」、「国民の参加等による開かれた業務の推進(課題5)」、評価の充実などを含む「円借款の質の向上(課題6)」の各課題についてはそれぞれ適切な取り組みがなされているが、今後、これらの効果を十分フォローアップすることが必要である。

(参考) ミレニアム開発目標(MDGs)とその現状について

(注: グラフの実線は目標達成の平均経路、点線は実績を示す)



| <p>目標3 ジェンダーの平等、女性のエンパワーメントの達成</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる教育段階でジェンダー格差を排除 <p>初等・中等教育における男生徒に対する女生徒の割合(%)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><th>割合(%)</th></tr> <tr><td>90</td><td>83</td></tr> <tr><td>99</td><td>89</td></tr> <tr><td>2015年</td><td>100</td></tr> </table> <p>現状:一部地域では改善したが、目標達成には一層の努力が必要</p> | 年 | 割合(%) | 90 | 83 | 99 | 89 | 2015年 | 100 | <p>目標4 子供の死亡率削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 5歳未満の子供の死亡率を3分の2削減する <p>5歳未満乳幼児1,000人当たりの死亡数(人)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><th>死亡数(人)</th></tr> <tr><td>90</td><td>86</td></tr> <tr><td>99</td><td>78</td></tr> <tr><td>2015年</td><td>29</td></tr> </table> <p>現状:平均して改善度は低い</p> | 年 | 死亡数(人) | 90 | 86 | 99 | 78 | 2015年 | 29 |
|---|--------|-------|----|----|------|----|-------|-----|---|---|--------|----|----|----|----|-------|----|
| 年 | 割合(%) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | 83 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 99 | 89 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2015年 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 | 死亡数(人) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | 86 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 99 | 78 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2015年 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>目標5 妊産婦の健康の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦の死亡率を4分の3削減する <p>医師又は看護師の立会いによる出産(%)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><th>割合(%)</th></tr> <tr><td>90</td><td>47</td></tr> <tr><td>99</td><td>54</td></tr> <tr><td>2015年</td><td>90</td></tr> </table> <p>現状:保健医療の改善が必要</p> | 年 | 割合(%) | 90 | 47 | 99 | 54 | 2015年 | 90 | <p>目標6 HIV/エイズ、マラリアなどの疾病の蔓延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年までに HIV/エイズ、マラリアやその他の疾病の蔓延を阻止し、減少に転じる <p>現状:世界中で 3,600 万人がエイズ感染、うち 95%が開発途上国に居住</p> | | | | | | | | |
| 年 | 割合(%) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | 47 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 99 | 54 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2015年 | 90 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>目標7 持続可能な環境作り</p> <ul style="list-style-type: none"> 各国政策に持続可能な開発を組み入れ、環境資源の破壊を阻止する 飲料水へのアクセスがない人口の割合を半減する 最低1億人のスラム居住者の生活の顕著な改善を目指す <p>安全な水にアクセスのある人口(%)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><th>割合(%)</th></tr> <tr><td>90</td><td>76</td></tr> <tr><td>2000</td><td>81</td></tr> <tr><td>2015年</td><td>88</td></tr> </table> <p>現状:目標達成には新たに 15 億人の安全な水へのアクセスが必要</p> | 年 | 割合(%) | 90 | 76 | 2000 | 81 | 2015年 | 88 | <p>目標8 グローバルな開発パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府開発援助を増額する 市場へのアクセスを拡大する 債務管理を通じた国の持続可能性の強化 | | | | | | | | |
| 年 | 割合(%) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | 76 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2000 | 81 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2015年 | 88 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(出典:「ミレニアム開発目標について」2002年4月(世銀東京事務所ホームページ)より作成)

課題への取り組み状況の評価

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|--|-------------------------------|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進 | アジア地域を中心とした支援 | 円借款承諾案件のうちアジア地域に対する本行支援案件の承諾額の割合(モニタリング指標) | 82% | 83% | 90% | | 96% | |
| | 多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援 | 主要支援対象国の国毎の優先分野(注1)に対する円借款承諾額の割合 | 65% | 77% | 92% | 77% | 100% | 100% |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 2002年度はアジア各国を中心とした選択的な支援が進展している。またそれぞれの国で優先分野での案件発掘、形成を促進している。 承諾先の約9割が貧困国及び低所得国となっている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 国毎の支援方針を相手国政府と共有し、優先分野での案件発掘、形成を促進している。 案件形成、実施段階で、地域住民、現地CBO(Community Based Organization)、地域住民を代表するNGOとの直接対話を行い、開発ニーズを把握している。 「提案型・発掘型案件形成調査」(注2)も活用し、現地の情報に精通するNGOや、国内の多様な専門家を通じた開発ニーズの把握を進めている。 国内外の専門家、日本大使館、JICA、国際機関等との連携関係を活用し、開発ニーズの把握に努めている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。今後、開発ニーズを的確に把握し、迅速かつ効果的に対応するため、ODA現地タスクフォースへの積極的な参加を含む現地での取り組みを強化する必要がある。 <p>(注1) 優先分野とは、本行海外経済協力業務実施方針(2002年4月公表、詳細は本行ホームページ参照)における国別実施方針中の重点分野を指す。</p> <p>(注2) 「提案型・発掘型案件形成調査」:SAF業務の1つ。提案型は、事業サイトの住民組織、現地で活動するNGOの協力を得て参加型の開発を促す提案を得ることを目的に、発掘型は高度な専門性と知見を持つ国内の多様な専門家集団から案件形成につながる提案を得ることを目的に、2001年度より導入。</p> | | | | | | | | |

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|-------------|-------------------------------------|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 貧困削減への対応の強化 | 貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援(注) | 円借款承諾案件のうち「貧困対策案件」に対する出融資承諾の割合 | 17% | 18% | 12% | 15% | 15% | 12% |
| | 貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援 | 「貧困対策案件」のうち、貧困層が案件形成段階において参加した出融資承諾案件の割合 | 29% | 25% | 29% | 43% | 71% | 71% |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ アジア通貨危機で大きく影響を受けた国々の貧困対策に加えて、2002年度は幅広い国々を対象に貧困対策案件の発掘、形成が進んでいる。
- ・ インドネシアやモロッコの貧困対策案件では、サブプロジェクトの選定に住民の意向を反映、維持管理を裨益住民が実施するなど、多くの案件で、発掘、形成から維持管理の各段階で貧困層の参加を促し、その意見の反映に努めている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 2000年度以降15カ国で貧困プロファイルを作成、公表し、貧困対策案件の効率的な発掘、形成に活用している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされているが、貧困削減への取り組みを重視する国内外の議論を踏まえ、インフラ整備を通じた経済成長による対応も含めて、貧困の様相を適切に把握するために必要な調査など十分な準備期間を考慮し、引き続き貧困削減に資する案件の着実な発掘、形成に取り組むことが必要である。

(注)「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの観点より選んでいる。

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|------------------------------|-------------------------------|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援 | 開発途上国の民間活動の拡充に対する支援 | 開発途上国の民間活動を支援する出融資保証承諾案件の割合 | 4% | 2% | 3% | 6% | 6% | 8% |
| | 民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援 | 円借款承諾案件のうち人材育成案件の出融資承諾案件の割合 | 4% | 3% | 12% | 15% | 13% | 17% |
| | 地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援 | 円借款承諾案件のうち地方中核都市におけるインフラ整備に対する出融資承諾案件の割合 | 31% | 24% | 40% | 43% | 70% | |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ 民間活動の拡充に対する支援では、グローバルな競争により生産体制の見直しを進める日系企業を含む開発途上国民間企業をエンドユーザーとしたツーステップローンの供与が増加している。
- ・ 人材育成の拡充に対する支援は、中国で、地域活性化、市場ルール強化等を目的に内陸部の大学を対象に実施している。これら案件は、支援先大学教員の日本の大学・研究機関での研修を通じ、大学間協力にも資することが期待される。
- ・ 日本で学ぶ私費留学生支援のため、海外投融資により、国際連合大学私費留學生育英資金貸与事業への出資を承諾している。留学生を受け入れる私立大学を通じて資金の供給、生活支援を実施する予定である。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ ビジネス環境整備の視点より、日本企業を中心とした海外から開発途上国への直接投資を促すインフラや制度の改善、民活インフラ事業の支援、開発途上国の民間経済活動の効率化を促すIT化に対する支援を実施している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。人材育成の拡充に対する支援は、政府が、中進国(注)に対する円借款供与対象として「人材育成」を加えたことも鑑み、中進国を含め案件の発掘、形成を進める等、対応の強化が必要である。

(注) 中進国とは、世銀融資ガイドラインを適用した2002年度円借款標準条件において、2000年時点の一人あたりGNIが2,995ドル超、5,225ドル以下の国。2001年12月の日本政府決定により、中進国に対する新たな円借款供与対象分野として、環境に加え人材育成、地震対策も含めることとなった。

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|-------------|--|---|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 知的協力の 推進 | 支援対象国に対する 債務管理能力向上に 対する支援 | 開発途上国向けの債務 管理能力向上のための セミナー・研修の実施 国数 | 5 | 4 | 11 | 9 | 15 | |
| | 開発政策の立案、案 件形成から完成後の 運営・維持管理に至 る、あらゆる段階にお ける知的協力の推進 | 調査業務(SAF・ SADEP)、セクター調 査、その他の機会を通 じた提言件数 | 81 | 88 | 90 | 88 | 90 | 115 |
| | 問題解決、優良案件 形成における経験・教 訓の途上国との共有 の強化 | 開発途上国に対するフ ィードバックセミナーの 開催件数(注) | 2 | 3 | 10 | 4 | 5 | 7 |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ 債務管理能力の向上に対する支援は、JICA との連携により対象国を拡大している。
- ・ あらゆる段階における知的協力の推進に関する指標実績は本店(出張者によるものを含む)に限定しているが、海外駐在員事務所においても数多くの協力を行っている。
- ・ スリランカでの「紛争と開発」をテーマとした調査・提言等、現地に精通する国内外の専門家や NGO などと協調し知的協力を行っている。
- ・ JICA 専門家等を通じ、各種提言のフォローアップを実施している。
- ・ フィードバックセミナーの世界銀行・ADB との共催等により、開発途上国側との幅広い経験・教訓の共有を図っている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 「ODA プロジェクト評価」「灌漑・水管理」「地域主導型地域開発」等、計 33 のテーマで、本行主催セミナーや他機関主催セミナーへの講師派遣などにより、開発途上国の政府関係者等 433 人に対し研修を実施している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。今後、相手国の政策・制度改善状況や運営維持管理能力の向上等、調査提言の効果を十分フォローアップすることが必要である。
- ・ 事後評価フィードバックセミナーは、2002 年度評価実施案件の 1 割程度が対象となっている。円借款の利用者である借入人・事業実施者に対する「利用者アンケート調査」によれば、知的協力分野で、事後評価(満足度 65%)は、事業実施管理(95%)、案件形成・選定(83%)、事業運営維持管理(77%)に比し満足度が低く、今後対応の強化が必要。

(注)本指標に関するフィードバックセミナーは、事後評価に限る。

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|--|---|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進 | 円借款業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進 | 「提案型案件形成調査」等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成の件数(1999、2000年度は制度がないため数値なし) | | | - | 8 | 6 | 16 |
| | 現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBOなどの市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進 | NGO・CBO等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款承諾案件の割合 | 10% | 7% | 12% | 15% | 26% | 22% |
| | 都市基盤整備、公害対策、地方行政サービス等の経験・知見を有する我が国地方公共団体と協力・連携した支援の推進 | 地方公共団体の協力を組み入れた円借款承諾案件の割合 | 1% | 1% | - | 2% | 11% | 5(注) |
| | 我が国の他の援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進 | 無償資金協力、技術協力と連携した円借款承諾案件の割合 | 27% | 25% | 31% | 28% | 22% | 27% |
| | 他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進 | 開発支援に関する国際的枠組み(PRSP・CDF)、又は国際機関との連携によるセクター会合における提言件数 | 12 | 19 | 18 | 30 | 26 | 80 |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ 「提案型・発掘型案件形成調査」の実施、JICA 技術協力との連携は一部計画が 2003 年度以降にずれ込んでいる。
- ・ NGO・CBO、我が国地方公共団体等と協力・連携した支援は、過去実績が多かったフィリピン等で承諾件数の減少により実績が減少する国がある一方、ベトナム、中国等増加している国も存在する。
- ・ NGO との連携に際し、例えばベトナム、スリランカでは、借款資金を用いて「NGO 連携基金」を設立し、NGO の活動支援を通じた、開かれた円借款業務の推進と事業効果の持続的発現への工夫を行っている。また多くの国で、国内外の開発途上国に精通した専門家や NGO・CBO 等との協調による調査・提言を行っている。
- ・ 無償・技術協力との連携実績はスリランカ等で増加している。
- ・ 国際的枠組みにおける知的協力の推進に関する指標実績は、本店(出張者によるものを含む)に限定しているが、海外駐在員事務所においても同様の提言を多数行っている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ ドイツやフランスの二国間援助機関と連携強化のための取極めを結び協調体制を構築している。
- ・ 「NGO - JBIC 協議会」の開催、我が国地方自治体、NGO、民間企業の参加を得た国民参加型援助促進セミナーの開催(タイ)など、国民の意見を聴取し、業務に反映する場の提供を行っている。
- ・ 既往のマレーシア高等教育基金借款で、留学生受け入れ先の日本の大学と協議の上、マレーシア政府に対し留学制度に関する提案を行うなど、日本の大学との連携関係を活用している。
- ・ 主要国において日本大使館、本行及び JICA 海外駐在員事務所等が現地での協議、検討を通じ、個別援助計画の見直しを実施している。
- ・ 2002 年度新規承諾の多くの案件で実施段階における JICA 技術協力との連携を検討中である。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。NGO や CBO、我が国地方公共団体との連携については、効果の十分なフォローアップが必要である。

(注) 指標の定義は、2003 年度より、該当案件の割合表示から件数表示に変更している。

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|------------|----------------|---------------------------------------|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 円借款業務の質の向上 | 債務状況を配慮した支援の推進 | マクロ経済調査、債務負担能力調査の実施件数 | 5 | 4 | 5 | 8 | 16 | 27 |
| | 評価の充実 | 全評価件数に対する第三者評価(第三者の意見を徴求した評価を含む)の実施割合 | 39% | 19% | 79% | 100% | 100% | 100% |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- マクロ経済調査等は、本行の外国政府等信用力評価の分析を活用しつつ、円借款の供与等に際して追加的に実施している。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

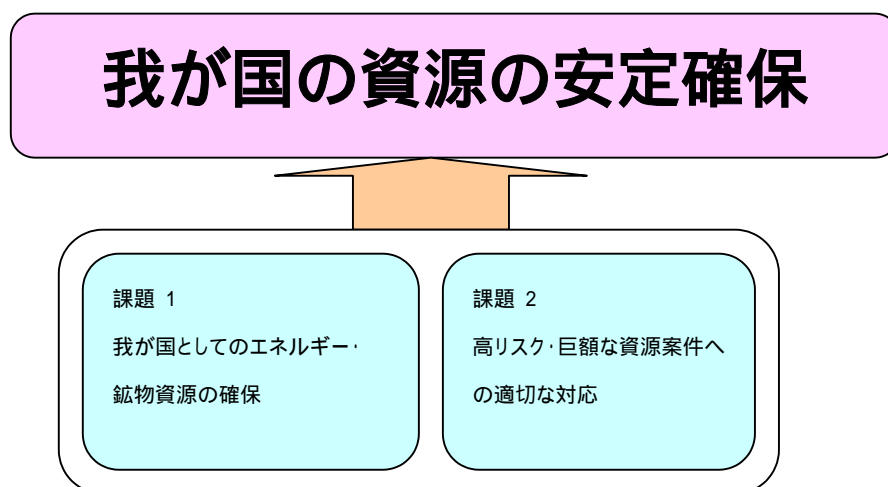
- 円借款事業事前評価は全ての承諾案件を対象に、円借款事業事後評価は全ての完成案件を対象に実施している。事業単位の効果に留まらず、マクロ的な効果を把握することを目的にインドネシア、フィリピン、ベトナム、スリランカなどで特定セクターや地域を対象に、複数の円借款事業の効果測定するプログラム評価を実施している。
- 評価結果の業務へのフィードバックを引き続き改善すべく、外部有識者の参加を得た「円借款事後評価フィードバック委員会」を開催している。過去の評価結果の教訓を整理し、国別・重点分野別概評を作成。さらに事前評価の運用効果に関する行内検討の充実や、評価研修の強化など、評価の質を確保するための体制の整備を進めている。
- 開発途上国の債務管理能力を向上させるためにセミナーを開催している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- 課題への適切な取り組みがなされているが、第三者評価や SAF の質の向上、それら提言の開発途上国政府等における実現が課題である。

(3)「事業分野：我が国の資源の安定確保」

年間事業計画の狙い



本分野では、資源小国である我が国の現状に鑑み、日本企業が実施する資源権益取得等案件を支援し、国民生活の安定と我が国産業活動の維持のため、「我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の安定的な確保(課題 1)」に貢献することを目指している。なお、その際に国際機関・他公的機関との連携や、ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス等様々なファイナンス手法に関する本行の知見等を生かすことで、民間が負担することが困難な、資源案件に付随する立地国の政治、経済社会情勢や市況の変化によるリスクを軽減し、「巨額な資源案件に適切に対応していく(課題 2)」。

本事業分野を取り巻く環境

2002年度の世界エネルギー情勢の特徴は、イラク等中東地域の政治情勢、ベネズエラのゼネスト等の影響により石油価格が高水準かつ不安定に推移した(参考 1)こと、また、エネルギー資源開発の分野で、中東、CIS、アジア等における事業規模の巨大化や、大型インフラを必要とする天然ガス分野への投資が増加していること等が挙げられる。また、中長期的に注目すべき傾向としては、中国を中心としたアジア地域諸国のエネルギー需要の急増(参考 2)に伴う域外依存度の一層の上昇が見込まれており、エネルギー・鉱物資源の海外依存度が高い我が国(参考 3)に大きな影響を及ぼす可能性がある。

かかる環境下、我が国の資源関連業界は、商社や電力・ガス会社の積極的な上流展開、供給地多角化の模索等、国際的な事業展開を進めている。他方、石油・ガス・鉱物資源関連の世界の資源メジャーは、合併・再編を経てさらに影響力を強めており、我が国の資源関連企業がそれら寡占企業に伍してビジネスを展開、ひいては我が国の資源確保を実現するために、事業資金の調達・リスク軽減措置等が一層重要になっている。

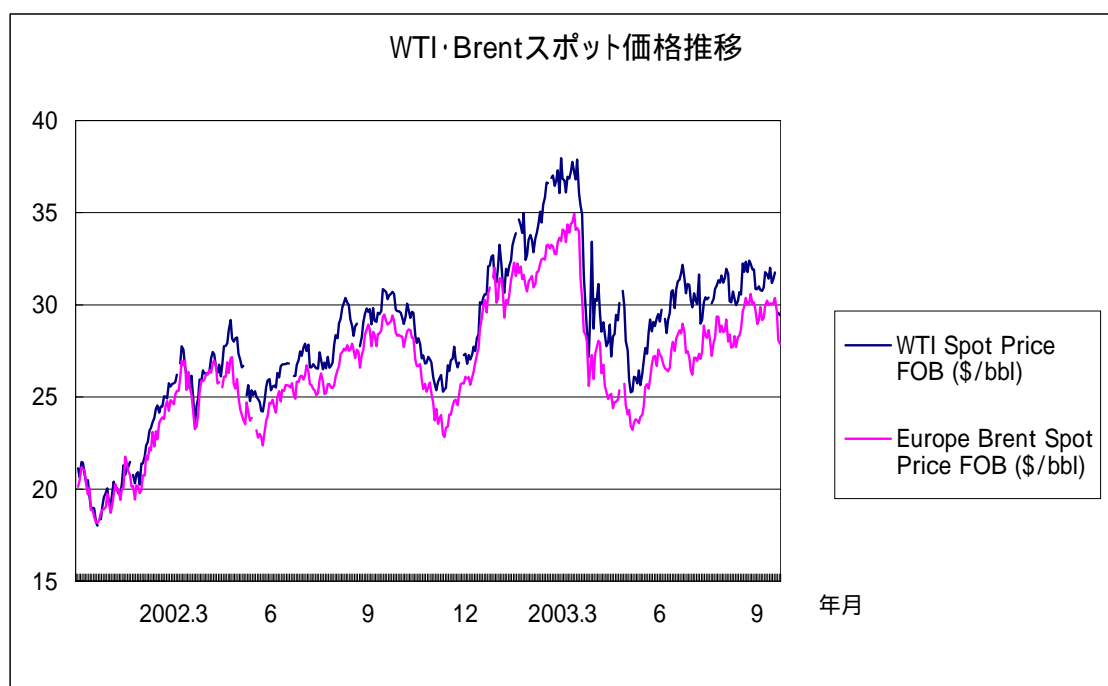
年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略への今後の対応

「我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保(課題 1)」については、中東での石油権益契約の更改や、我が国の石油開発関連企業の資産買収案件の支援を実施、相対的に同地域向け石油開発支援の比重が増加する一方で、同地域以外でも北米、欧州、アジア大洋州、アフリカと幅広い地域で石油・天然ガス等資源権益取得・長期引取契約案件を支援している。中長期的に我が国への資源供給の安定に繋がるインフラ整備の支援などにも努めており、適切な取り組みがなされている。

「高リスク・巨額な資源案件への適切な対応(課題 2)」については、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の金融手法の活用や、開発途上国政府や国際機関・他国公的機関との連携によるリスク軽減措置を通じて、円滑な事業実施を支援しており、概ね適切な取り組みがなされている。

今後は、こうしたリスクテイク機能の活用による案件への取り組みをさらに強化し、中東情勢、アジア地域のエネルギー需給動向、エネルギー資源開発案件の大型化、海外資源関連企業の再編等を踏まえ、日本企業の資源案件の支援に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(参考 1)原油価格の推移(WTI Spot Price 及び Europe Brent Spot Price)



(出典:U.S. Department of Energy, Energy Information Administration ホームページ(2003年9月現在)より作成)

(参考2)エネルギー需要見込み

(単位:石油換算 100万トン)

| | 2000 | 2010(見込) | 2020(見込) | 2030(見込) |
|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| アジア(除日本/中国) | 776(8%) | 1,117(10%) | 1,531(12%) | 1,995(13%) |
| 中国 | 950(10%) | 1,302(12%) | 1,707(13%) | 2,133(14%) |
| OECD | 5,291(58%) | 5,994(54%) | 6,605(50%) | 7,117(47%) |
| 合計 | 9,179(100%) | 11,132(100%) | 13,167(100%) | 15,267(100%) |

(出典: IEA・World Energy Outlook 2000)

(参考3)我が国のエネルギー・鉱物資源の海外依存度(例)

(単位: %)

| | 石油 | 天然ガス | 鉄 | 銅 | アルミ | レアメタル7鉱種 |
|-------|------|------|-----|-------|-----|----------|
| 海外依存度 | 99.8 | 96.3 | 100 | 99.95 | 100 | 100 |

(注)レアメタル7鉱種・・・ニッケル、クロム、マンガン、コバルト、タングステン、モリブデン、バナジウム

(出典:(財)日本エネルギー研究所「1次エネルギー供給」(2002年)、資源エネルギー庁「鉱業便覧(平成14年版)」、金属鉱業事業団ホームページ(2003年9月現在)より作成。)

課題への取り組み状況の評価

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|--|--|-------------------------|-------|------|-------|---------------|-------|---------------|
| 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保 | 権益取得、長期引取契約又は販売権取得により我が国として確実に確保できるエネルギー資源(石油・天然ガス)・鉱物資源などの拡大につながる事業に対する支援 | 石油 (百万 B/Y) | 72 | 226 | 32 | 42 | 77 | 72 |
| | | ガス (万 t/Y) | 1,125 | 361 | 603 | 126 | 763 | 876 |
| | | 銅 (千 t/Y) | 515 | 700 | 245 | 700 | 428 | 20 |
| | | 鉄 (万 t/Y) | - | - | 1,385 | 800 | - | - |
| | | ウラン (stU308) | 3,002 | 167 | 6,103 | 2,577 | 2,002 | |
| 資源供給国の新規開拓支援によるエネルギー資源・鉱物資源の供給多角化につながる事業に対する支援 | 石油案件における中東地域以外の支援対象案件の割合 | | 80% | 88% | 100% | 83% | 56% | 67% |
| | | 天然ガス案件・鉱物資源案件のうち、新規対象国数 | - | - | 1 | 2 | - | 1 |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ 石油開発関連で、中東地域以外の本行支援対象案件の割合の減少は、中東向案件の増加が要因であり、案件数ベースでは北米、欧州等供給地域の多角化が進んでいる。
- ・ 日本企業による中東石油利権契約の更改支援は、今後の自主石油開発上重要な石油開発ノウハウの維持に資する。
- ・ 石油開発関連企業の資産買収に関して、機動的な支援を実施している。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ エネルギー資源・鉱物資源の我が国及び他アジア諸国への安定供給に繋がるインフラの整備を実施している。
- ・ パイプライン等既存の技術で開発できない小規模天然ガス田の開発及びクリーンな製品の供給に寄与する GTL や DME(注)等、天然ガスの利用を促す新技術を活用した案件等の発掘、形成に努めている。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。中東情勢、アジア地域で想定されるエネルギー需要の急増等を勘案し、我が国の安定的な資源確保に資するような案件を引き続き支援していくことが必要である。

(注) GTL (Gas to Liquids) : 天然ガス等を原料として化学反応により超低硫黄の灯油等の液体燃料を製造する技術及び製品のこと。

DME (ジメチルエーテル) : 天然ガス等から製造され、LP ガスに類似した物性を有する合成燃料であり、硫黄分を含まず、クリーンな新しい分散型燃料として期待されているもの。

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---------------------|---------------------------------------|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応 | 多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進 | 新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数 | 2 | - | 2 | 4 | 2 | 8 |
| | | ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法により新規与信を実現した支援対象案件の割合 | 1% | 3% | 2% | 4% | 2% | 33%(注) |
| | リスク負担軽減のための国際機関・他国公的機関との協調の推進 | 国際機関・他国公的機関との協調融資を行った支援対象案件の割合 | 0% | 4% | 2% | 2% | - | |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法による案件、国際機関・他国公的機関との協調案件は、一部案件の見直しに加え、形成中のものが増えている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ サハリンにおける天然ガス田の開発等大型資源案件を中心に、リスクテイク機能を活用した案件の形成を支援している。

3. 課題への取り組み状況の評価

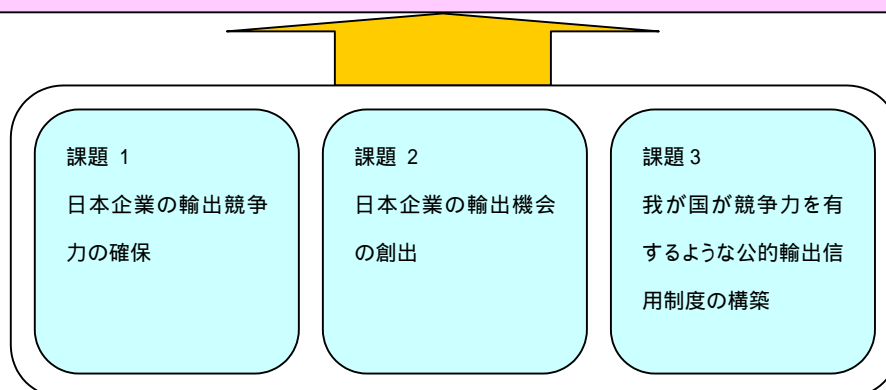
- ・ 課題への概ね適切な取り組みがなされている。今後は、上記取り組み例への対応を含め、リスクテイク機能の活用による案件への取り組みをさらに強化し、中東、CIS 等における大型石油・天然ガス案件を中心に資源案件の開発動向、海外資源関連企業の再編等を踏まえ、引き続き日本企業のリスク軽減や資金需要への適切な対応に努める必要がある。

(注) 指標の定義は、2003 年度より、該当案件の国際金融等業務全案件に対する割合から、本分野の関連案件に対する割合に変更している。

(4)「事業分野:我が国の資本・技術集約型輸出の支援」

年間事業計画の狙い

我が国の資本・技術集約型輸出の支援



本分野では、開発途上国に関する知見、開発途上国政府・他国輸出信用機関とのネットワーク、ストラクチャード・ファイナンス等にかかる豊富なノウハウ等を活用した質の高い公的輸出信用サービスを提供することで「日本企業の輸出競争力を確保(課題1)」するほか、案件発掘・形成調査業務等を通じて「日本企業の輸出機会の創出を図る(課題2)」。また、国際的取極め(OECD 公的輸出信用ガイドライン)の枠組みの中で、日本企業の競争力を確保すべく積極的に提言を行い(課題3)、各課題への対応を通じ、我が国の開発途上国向け輸出競争力を確保することを目指している。

本事業分野を取り巻く環境

日本企業のプラント・エンジニアリング成約実績は、アジア通貨危機の影響を脱し回復傾向にある。主要マーケットは、アジア・中東・アフリカであり、前二者で全成約額の約6割を占める(参考1)。部門別では、大型案件成約があった交通インフラ等が大幅増加、鉄鋼・エネルギー・情報・通信部門は中・小型案件(成約金額1億ドル未満)の増加により全体として増加したが、発電・化学部門では近年の好調の反動で減少した(参考2,3)。かかる堅調な実績は、中東産油国需要の安定、世界的なLNG需要の拡大に伴うリピートオーダー獲得増加等が大きく寄与したものである。しかしながら、我が国プラント産業を取り巻く環境は、有力欧米企業及び安価な労働力を武器にしたアジア企業との競争が熾烈化しており、日本企業の国際競争力確保のための支援は引き続き重要である。

年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略への今後の対応

「日本企業の輸出競争力の確保(課題 1)」については、リスクテイク機能の発揮により、フィリピンに対する通信設備、トルコに対する製鉄設備などにおいて輸出を支援している。本行融資のニーズが大きい発電プラント等大型案件が少なかったことや、実施国の政治情勢、事業実施者による案件の見直し等により、輸出支援件数は伸び悩んだが、プラント輸出に際し、完工保証(パフォーマンスボンド)等を提供する我が国民間金融機関の信用力を補完するための保証制度を導入する等、日本企業の輸出機会を確保するための、新たな金融手段の提供、既往金融手段の利便性の向上を含む質の高いサービスの提供に取り組んでおり、概ね適切な取り組みがなされている。今後のプラント市場の動向と、我が国民間金融機関の状況等を踏まえ、リスクテイク機能を活用し、輸出案件の実現をさらに支援することが必要である。

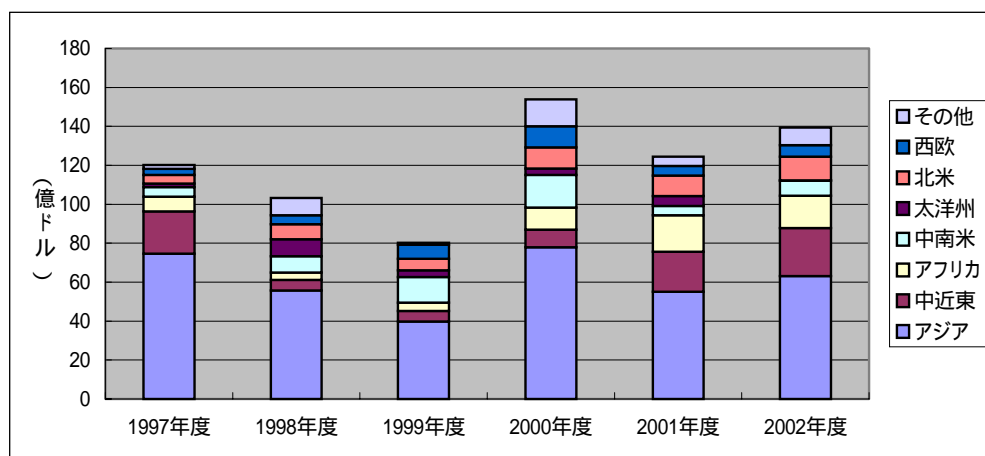
「日本企業の輸出機会の創出(課題 2)」については、案件発掘・形成調査業務(注)の対象案件で日本企業がいずれも商談への参加機会を得るとともに、案件選定作業に際して成約可能性に配慮する等制度改善を実施している。またインドネシア、フィリピンの電力セクターで日系企業のニーズを踏まえた政府への提言等、日本企業のビジネス機会の創出に努めており、適切な取り組みがなされている。

「日本企業の競争力を確保するような公的輸出信用制度の構築への努力(課題 3)」については、OECD 輸出信用・保証部会における様々な議論について、日本企業の競争力等を勘案しつつ対応しており、適切な取り組みがなされている。

(注) 案件発掘・形成調査業務

本行が専門家を雇用・派遣し、必要な調査を行うことにより、日本からのプラント輸出に繋がる優良案件を早期に発掘・形成する、国際金融等業務における調査業務。

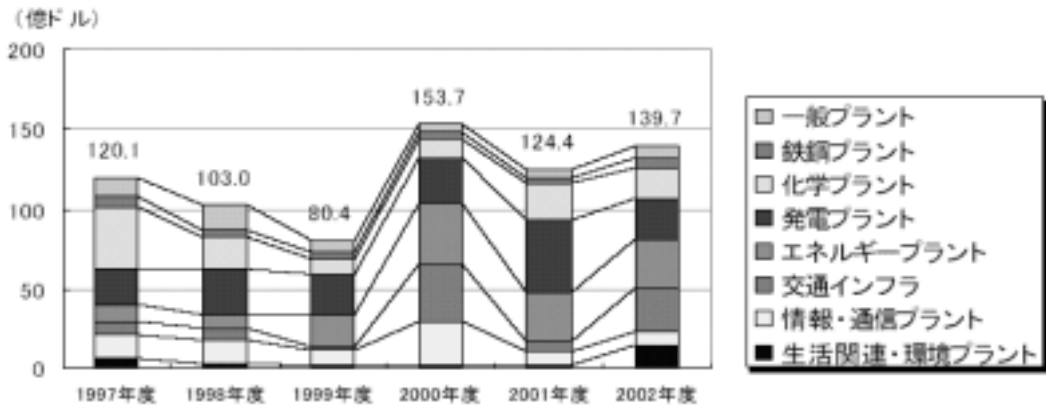
(参考1) 地域別プラント成約実績



(出典: 経済産業省「2002年度プラント・エンジニアリング成約実績調査結果報告書」より作成)

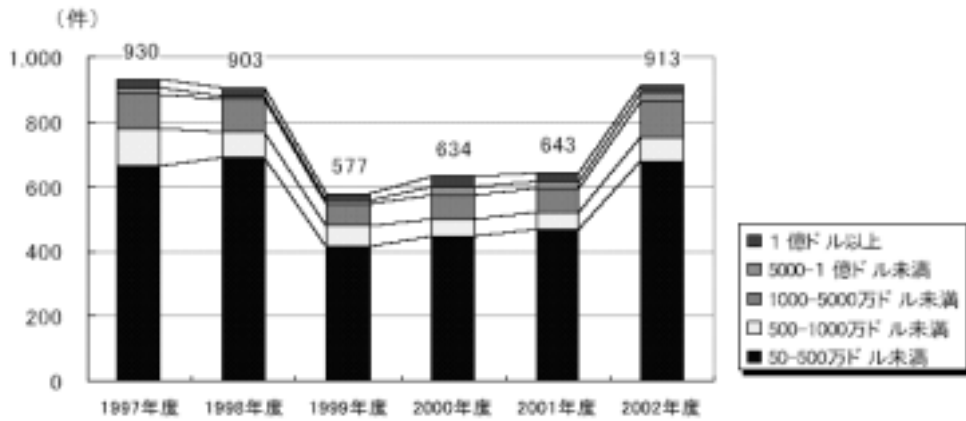
(注) 2000年度の実績については、特殊要因と見なされる超大規模案件(台湾新幹線及び黒海縦断ガスパイプライン事業:計 45.7 億ドル)を含む。

(参考2) 機種別プラント成約実績



(出典: 経済産業省「2002年度プラント・エンジニアリング成約実績調査報告書」)

(参考3) 成約金額規模別プラント成約実績 (件数)



(出典: 経済産業省「2002年度プラント・エンジニアリング成約実績調査報告書」)

課題への取り組み状況の評価

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---------------|---------------------------------------|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 日本企業の輸出競争力の確保 | 多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進 | 新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数 | 3 | 7 | 4 | 12 | 4 | 20 |
| | | ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法により新規与信を実現した案件の割合 | 2% | 12% | - | 47% | 6% | 23% |
| | 輸出者の利便性向上のための他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化 | 他国 ECA との協調融資案件の割合(モニタリング指標) | 5% | 12% | 2% | | 3% | |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ 新規与信先の実現に関しては、個別案件の与信形態の変更、内談案件の消滅や借入承認手続きの遅れ等により、実績値は当初の計画を下回ったが、フィリピンの通信会社、トルコの地場金融機関リスクによる製鉄会社、ブラジルの製鉄会社向けなど、昨年並みの実績を達成した。
- ・ 開発途上国におけるストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法を活用した案件については、政府の政策変更、政治・経済情勢の変化等による外部的な変動要因が多く、その進捗には不確定要素が多い。2002 年度についても、電力案件における需給予測の変更やサイトの変更等、案件実施主体によるプロジェクトの見直し・延期に加え、関連諸契約の交渉等に予想以上に時間を要したこと等により、実績値は計画値を大きく下回った。
- ・ 他国 ECA との協力関係強化については、メキシコにおける民活発電事業で、スペイン政府金融機関との協調が実現している。
- ・ アジア通貨危機の影響により中断されていた日本企業が参加するインドネシア民活発電事業において、本行よりインドネシア政府に対し問題への関与と解決を促し、事業の再建、再開を実現している。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 我が国民間金融機関の信用力を補完し、日本企業の輸出支援を図るため、パフォーマンスボンド等に対する保証制度を創設し、支援を実施している。
- ・ 欧米・アジア各国の輸出信用機関・政府機関(独 KfW 等)とのネットワーク強化のための取極めを結び、日本企業の利便性向上に努めている。
- ・ 日本企業の負担軽減のため、環境評価に関するガイドラインの制定にあたり、共通化を図るべく独立行政法人日本貿易保険(NEXI)と協調している。

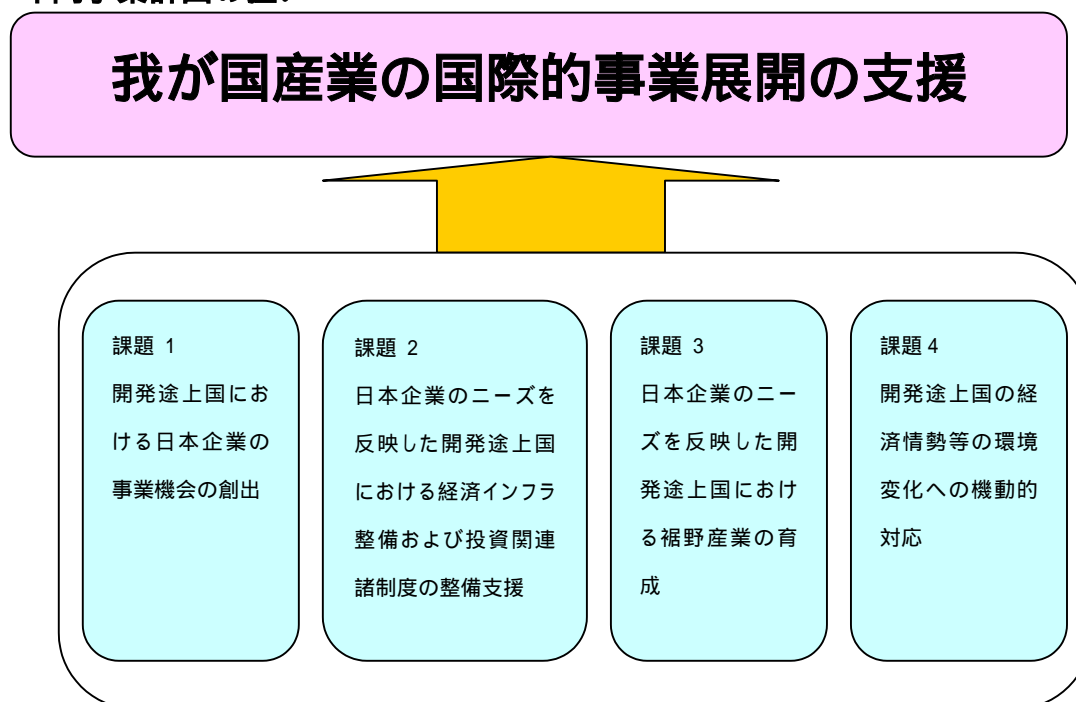
3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への概ね適切な取り組みがなされている。アジア、中東を中心にプラント市場は回復傾向にあり、今後の市場動向の把握とそれに基づく情報提供、我が国民間金融機関の状況等を踏まえたリスクイテック機能の発揮を通じ、プラント商談をさらに支援することが必要である。

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|-------------------------------------|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 日本企業の輸出機会の創出 | 案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大に対する支援 | 案件発掘・形成調査業務実施案件のうち、プロジェクト実施主体が実施を決定し、日本企業が入札機会を得た案件の割合(モニタリング指標) | - | - | 100% | | 100% | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 案件発掘・形成調査業務を実施し、プロジェクト実施主体が実施を決定した案件で、いずれも日本企業が入札機会を得ている。また当該業務において、案件形成及び入札機会拡大のための制度改善を実施している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> インドネシア、フィリピン等の電力セクターにおいて、日系企業のニーズを踏まえた開発途上国政府への政策提言や国際機関との政策調整等を通じ、我が国企業のビジネス機会の創出に努めており、インドネシアでは民活発電事業の再建によるビジネス機会創出に繋がっている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。案件発掘・形成調査業務については、制度改善の効果のフォローアップが必要である。 | | | | | | | | |
| 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築 | OECD輸出信用・保証部会をはじめとする国際会議における積極的提言 | - | | | | | | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国輸出者の利益が損なわれないよう、業界に対し適切に議論のフィードバックを行うとともに、要望等も吸い上げた上で、OECD輸出信用・保証部会他様々な機会や関係を利用して、各国に対し有効に働きかけを実施している。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。引き続き日本企業が競争力を維持できるようなルール、枠組みを積極的に提案していく必要がある。 | | | | | | | | |

(5)「事業分野：我が国産業の国際的事業展開の支援」

年間事業計画の狙い



経済のグローバル化に対応し、国際的事業を展開する日本企業に対し、民間金融のみでは対応困難なリスクの軽減等により、「事業機会を創出(課題1)」し、「日本企業のニーズを反映した経済インフラ整備や投資関連諸制度の整備支援、裾野産業の育成(課題2、3)」によりその国際事業の円滑化を図る。さらに「開発途上国の経済情勢等の変化に機動的に対応し(課題4)」、各課題への対応を通じて我が国産業の開発途上国における事業への投資を支援することを目指している。

本事業分野を取り巻く環境

日本企業は、国際的な技術・経営革新の進捗、欧米企業との開発途上国市場における競争に加え安価で良質な労働力を武器にしたアジア企業の台頭などを背景にグローバルな競争が激化する中、海外展開を含めた企業の生産体制の見直し、競争力の強化が不可避となっている。「2002年度海外直接投資アンケート(開発金融研究所実施)」(参考1)や、日本企業の海外直接投資動向もその状況を裏付けている。他方、こうした企業の活動に金融サービスを提供してきた我が国民間金融機関は、経営改善の一環として海外業務の見直し・縮小を行う傾向にある(参考2)。

年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略への今後の対応

「開発途上国における日本企業の事業機会の創出(課題1)」については、リスクテイク機能を発揮し、他国公的信用機関との緊密な関係なども活用しつつ、競争力の強化を目指す製造業の海外展開や、日本企業が参加する発電・通信案件等を支援しており、適切な取り組みがなされている。

「日本企業のニーズを踏まえた経済インフラ整備、投資環境関連諸制度の整備(課題2)」については、インドネシア、フィリピン、インド等で、電力セクターを中心に、開発途上国政府に対し、制度変更の問題点等日系企業のニーズを反映した提言を行う等、概ね適切な取り組みがなされている。また、2003年2~5月に実施した日系企業に対するアンケートでは、開発途上国におけるインフラや投資環境整備に対する希望が数多く寄せられるとともに、本行の同分野での取り組みの認知度や、その成果に対する満足度につき、国毎に様々な評価が得られている。今後、さらにニーズの把握を進め、積極的な対応を行う必要がある。

「日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成(課題3)」については、地場金融機関を経由した中堅・中小企業向け支援に加え、海外資産の圧縮を進める傾向にある我が国民間金融機関の機能を活用した日系企業向けの支援等を行っており、課題への適切な取り組みがなされている。

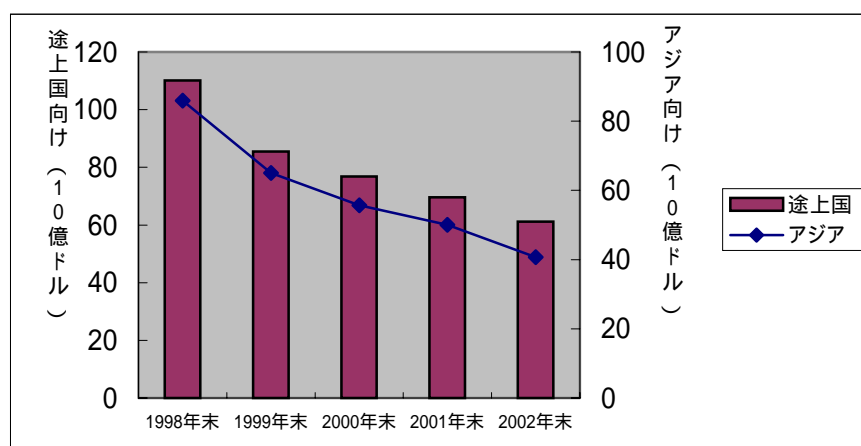
「開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的な対応(課題4)」については、国際審査部や開発金融研究所が実施する既往の経済状況調査やアンケート調査等の活用に加え、2002年度からは日系企業に対する業況ヒヤリングを強化する等適切な取り組みがなされている。

(参考1) 地域別にみた向こう3年間の海外事業展開の強化・拡大姿勢(括弧内は既進出回答企業数)(%)

| | NIES (865) | ASEAN4 (837) | 中国 (822) | その他 アジア (83) | 北米 (372) | 中南米 (163) | EU (289) | 中東欧 (94) | その他欧州 (69) | 旧ソ連 (50) |
|-------|---------------|-----------------|-------------|--------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|---------------|-------------|
| 縮小・撤退 | 5.0 | 2.7 | 1.2 | 2.4 | 3.0 | 6.7 | 2.8 | 3.2 | 2.9 | 2.0 |
| 現状維持 | 64.2 | 53.0 | 28.7 | 65.1 | 46.8 | 63.8 | 54.0 | 50.0 | 68.1 | 68.0 |
| 強化・拡大 | 30.9 | 44.2 | 70.1 | 32.5 | 50.3 | 29.4 | 43.3 | 46.8 | 29.0 | 30.0 |

(出典:「2002年度海外直接投資アンケート調査結果」(本行開発金融研究所))

(参考2) 我が国民間金融機関の開発途上国向け融資残高の推移



(注) アジアとは、東南アジア(シンガポールを除く)、東アジア(香港を除く)、南アジア、中央アジア・コーカサス、太平洋州をさす。

(出典: BIS Quarterly Review, June 2000-2003)

課題への取り組み状況の評価

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|-----------------------|---------------------------------------|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 開発途上国における日本企業の事業機会の創出 | 多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進 | 新規与信を実現した開発途上国政府機関、地場企業・地場金融機関の数 | 1 | 4 | 4 | 4 | 2 | 10 |
| | | ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法により新規与信を実現した支援対象案件の割合 | 1% | 7% | 12% | 15% | 22% | 11%(注) |
| | リスク負担軽減のための国際機関・他国公的機関との協調の推進 | 国際機関・他国公的機関との協調融資を行った支援対象案件の割合 | - | - | 0% | 1% | 1% | |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ フィリピン、ブラジルの地場銀行に対し新規与信を行い、日本企業の事業展開を支援している。
- ・ 国際機関・他国公的機関との協調については、フィリピンにおける通信案件(オランダ開発金融会社(FMO)、英輸出信用保証局(ECGD)等との協調)、ベトナムにおける発電案件(ADB、仏経済協力振興投資会社(PROPARCO)との協調)で実現している。なお、ベトナムの案件では、同国で類似の民活発電事業を支援している世界銀行と政策調整、協調を行い、新規与信を実現している。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 我が国民間金融機関の信用力を補完し、日本企業の事業機会の創出を図るため、パフォーマンスボンド等に対する保証制度を創設、機動的に支援を実施している。
- ・ 日本企業の事業機会創出のため、開発途上国の現地通貨での貸付を検討している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。

(注) 指標の定義は、2003年度より、該当案件の国際金融等業務全案件に対する割合から、本分野の関連案件に対する割合に変更し、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法にはポリティカルリスクデファール(現地政府による外貨交換、送金規制を、唯一、直接の原因とする本行への元本、利息等の不払いが生じた際に、同規制が解除されるまで借入人に対して期限の利益の喪失を求めず、保証人による保証履行を猶予するもの)を含めていない。

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|-------------------------------------|--|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援 | 開発途上国の経済インフラ整備に対する支援 | 本行の開発途上国における経済インフラ案件への取り組みに対する現地日系企業の満足度 | | | | | | |
| | 開発途上国における円滑な事業運営のための諸制度の整備・改善に対する支援 | 外資受入政策等の投資環境の改善に関する本行の提言に対する現地日系企業の満足度 | | | | | | |

1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価

- ・ 日系企業のニーズを踏まえ、メキシコの通信セクター事業やインドネシアの電力セクター事業等、11件の経済インフラ整備事業の支援を実施している。
- ・ 日系企業のニーズを踏まえ、インドネシア、フィリピン、インドでの電力セクター等16件の投資環境改善を目的とした提言を行っている。
- ・ 日本商工会議所、大使館等と協調、日越共同イニシアティブの下でベトナムのビジネス環境の整備を支援。
- ・ 本行の経済インフラ整備や、投資環境改善を目的とした各種提言に対する日系企業の満足度は、下記アンケート調査の結果参照。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ アンタイドローンの事後評価を実施。日系企業のニーズを踏まえた本行融資によるインフラ整備等が、当初の計画通りに実施されているか等を評価し、より有効な支援の実現を目指している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への概ね適切な取り組みがなされている。経済インフラ案件への取り組み、投資環境改善への活動とも、日系企業からの要望は強く、ニーズの把握をより徹底し、具体的な施策立案を行うことが必要である。また現在までに投資環境改善への提言に対する日系企業の満足度が高いインドネシア以外の国でも、日系企業のニーズを踏まえた積極的な対応が必要である。

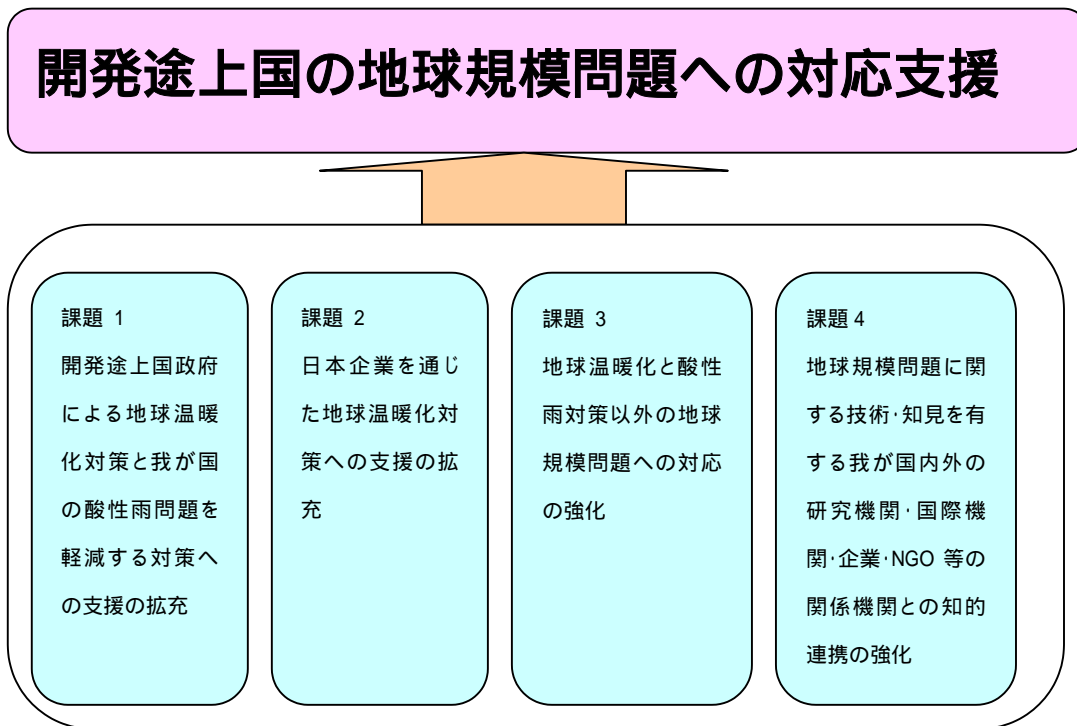
(「経済インフラ整備及び投資関連諸制度の改革提言についてのアンケート調査」概要-調査期間:2003年2月~5月)

- ・ 対象はタイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、ブラジル、メキシコ7カ国の日本商工会議所・部会長企業及び商社。83企業より回答(回答率70%)。
- ・ 経済インフラ整備についての調査結果
 - 1) 経済インフラ整備案件への取り組みの認知度
 - (i)本行が関与したプロジェクトを知っている:84%
 - (ii)本行が関与したプロジェクトが現地日系企業の活動に寄与している:79%(満足度)
- ・ 投資関連諸制度の改革提言について(インドネシア、フィリピン、マレーシアの3国では本行が実施した提言について調査、他国では、今後の取り組みについての要望を調査)
 - 1) インドネシア
 - (i)本行の取り組みの内容を知っていた:94%
 - (ii)本行の取り組みが日系企業の活動に現時点で寄与している:100%(満足度)
 - 2) フィリピン
 - (i)本行の取り組みの内容を知っていた:50%、取り組みは知っていたが内容は知らなかった:17%
 - (ii)本行の取り組みが日系企業の活動に今後寄与することが期待される:63%
 - 3) マレーシア
 - (i)本行の取り組みは知っていたが内容は知らなかった:44%
 - (ii)本行の取り組みが日系企業の活動に今後寄与することが期待される:50%

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|-------------------------------|---|----|--|------|------|---------------|------|---------------|
| 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成 | 地場裾野産業育成のための現地企業(日系企業含む)に対する支援 開発途上国の現地企業(日系企業含む)育成を目的としたツーステップローンを利用した現地企業数(モニタリング指標) | | 26 | 158 | 63 | | 965 | |
| | | | 1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価 ・ 我が国民間金融機関経由や、国際機関との協調によるツーステップローン等により、新規与信件数が増加、それに伴い現地の利用企業数が増加している。 2. 課題への取り組み状況の評価 ・ 課題への適切な取り組みがなされている。 | | | | | |
| 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応 | 信用収縮等への機動的対応のための現地日系企業の業況把握の充実 現地日系企業の定期的業況調査の実施対象国数 | | | | | | 10 | 21 |
| | | | 1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価 ・ 2002年度より取り組んでいるものであり、指標に基づく評価は現時点で不能。 2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価 ・ 国際審査部において、現地調査を含むマクロ経済調査及びモニタリングを実施している。 ・ 開発金融研究所において、海外進出している製造業企業に対する海外直接投資アンケートを実施し、海外事業展開の実績と展望、海外進出に際しての各種ニーズなどを調査している。 3. 課題への取り組み状況の評価 ・ 課題への適切な取り組みがなされている。 | | | | | |

(6)「事業分野：開発途上国の地球規模問題への対応支援」

年間事業計画の狙い



本分野では、「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援(課題 1)」、「日本企業を通じた地球温暖化対策への支援(課題 2)」、及び「地球温暖化と酸性雨対策以外の感染症・人口問題等地球規模問題への対応(課題 3)」を重視した業務を行い、同業務をより効果的なものとするため、「我が国内外の研究機関、国際機関、企業、NGO 等との知的連携の強化(課題 4)」を図ることで、地球温暖化とアジア地域の大气汚染の緩和を中心とした地球規模問題の改善に貢献することを目指している。

本事業分野を取り巻く環境

地球温暖化や酸性雨などの地球環境、エネルギー、食料、水資源、人口、エイズなどの感染症、災害、テロ、麻薬、組織犯罪等の地球規模問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題であり、我が国にも大きな影響を及ぼしている。

こうした関連で、2002年8～9月の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」では、開発途上国の貧困撲滅や上記地球規模問題への対応を通じた持続可能な開発に対する国際的な支援が表明され、2003年3月の第3回世界水フォーラムでは、持続可能な開発実現に際しての水問題の重要性と国際的な支援の必要性が強調されている。さらに、2002年6月には、我が国として京都議定書を批准、共同実施、クリーン開発メカニズムの活用に向けた官民の取り組みが強化されつつある。また、中東の政情不安とテロの問題は依然として継続しているが、スリランカ、アフガニスタン等では紛争後の復興支援が始まっている。

年間事業計画の実施状況の評価と事業分野別業務戦略への今後の対応

「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題 1)」については、CO2 排出量の削減・吸収に資する省エネや植林、クリーンエネルギーである天然ガスの利用を促す案件等を支援しており、適切な取り組みがなされている。引き続き、開発途上国における地球温暖化対策等への意識や対応能力の向上にも配慮していく必要がある。

「日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(課題 2)」については、日本企業と連携し、京都メカニズムの活用を図る案件の支援を検討しており、概ね適切な取り組みがなされている。今後は京都議定書発効の見通しや、関連法制度等の整備状況も踏まえつつ、具体的な案件への取り組みをさらに進める必要がある。

「地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化(課題 3)」については、感染症、水資源問題、紛争など様々な分野での取り組みを行っており、概ね適切な取り組みがなされている。人口問題への対応については、国毎の状況に応じた多様な取り組みを進める必要がある。

「地球規模問題に関する技術・知見を持つ国内外の研究機関、国際機関、企業、NGO 等との知的連携の強化(課題 4)」については、適切な取り組みがなされている。

課題への取り組み状況の評価

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|---|--|--------|---------|--------|---------------|--------|---------------|
| 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充 | 地球温暖化対策としての二酸化炭素(CO2)の排出量削減・吸収につながる事業に対する支援 | CO2の排出抑制に資する支援対象承諾案件数の割合(森林保全・植林事業を含む) | 4% | 10% | 3% | 3% | 5% | 9% |
| | | 上記支援対象案件により削減されるCO2排出量(モニタリング指標) | 3.1百万ト | 30.2百万ト | 1.1百万ト | | 0.9百万ト | |
| | 公害防止等の我が国のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援 | 我が国のクリーン・テクノロジーが導入された本行支援対象案件の割合 | 4% | 7% | 4% | 4% | 4% | 3% |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2の排出量削減・吸収につながる事業については、新規円借款を再開しているインドでの植林等支援が進展。また国際金融等業務を通じて、日本企業の技術が活用されている天然ガスやコジェネレーションを利用した発電事業を支援している。クリーン・テクノロジー案件は、中国向け円借款供与額の減少などにより同国での実績が減少している。 CO2排出量の具体的な数値の算定は、その手法が必ずしも確立しておらず、試算を行うことができたもののみを計上している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> JICAとの連携により開発途上国の関係者の参加を得て、公害対策セミナーを開催。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。クリーン・テクノロジー案件は、我が国酸性雨問題への対応をも勘案し中国で多く実施されてきたが、広いニーズがあるCO2排出抑制案件を含め、他国でも着実な案件発掘、形成が必要。 CO2削減効果の数値の算定につき、手法を検討し、試算を行うことが必要。 「利用者アンケート調査」結果(海外経済協力業務実施方針の7つの重点分野(注)のうち、地球規模問題対応への円借款利用希望4%、他の6つの分野は27~82%)に鑑みると、開発途上国における地球温暖化・酸性雨対策への意識、対応能力向上にも配慮していく必要がある。 <p>(注)海外経済協力業務実施方針の7つの重点分野:(1)貧困削減への対応の強化、(2)経済成長に向けた基盤整備、(3)環境改善・公害防止への支援、(4)地球規模問題への対応、(5)人材育成の支援、(6)開発途上国のIT化への支援、(7)地方開発への支援</p> | | | | | | | | |
| 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充 | 日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援の拡充 | - | | | | | | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 承諾実績なし。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 世銀炭素基金への出資経験を生かし、新規支援策について日本企業とともに検討中。 日本企業が実施する天然ガス発電事業、省エネ製品の製造工場への投資等を支援。 我が国政府や関連機関が実施するCDM、Ji(注)の研究会、委員会等への参加。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への概ね適切な取り組みがなされている。我が国政府の京都議定書批准(2002年6月)、議定書発効の見通しを踏まえ、出融資制度の一層の拡充や開発途上国、国際機関との連携強化等に努め、具体的案件への取り組みの強化が必要。 <p>(注) CDM(クリーン開発メカニズム):温室効果ガス排出削減の数値目標が設定されている先進国が、数値目標が設定されていない開発途上国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出削減に用いる制度。</p> <p>Ji(共同実施):温室効果ガス排出削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出削減に用いる制度。</p> | | | | | | | | |

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|---|----------------------------|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化 | 本行として経験を活用し得る感染症・人口問題への支援 | 感染症・人口問題に対処するための円借款対象案件の割合 | 2% | 3% | 3% | 3% | - | 11(注) |
| | 本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み(国際会議・フォーラム等)への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進 | - | | | | | | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「WSSD」で、NGO、民間企業、我が国地方自治体の協力を得てワークショップ「持続可能な開発に向けた協力 NGO、民間セクターと地方自治体」を開催。「世界水フォーラム」では、NGO、一般の参加も得て、開発途上国政府、国際機関、二国間援助機関と多様な水問題をテーマにパネル・分科会を開催。それぞれで開発途上国関係者等と経験を共有している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外経済協力業務実施方針では、地球規模問題として、地球温暖化や酸性雨などの地球環境、エネルギー、食料、水資源、人口、エイズなどの感染症を明示。これを踏まえ、幅広い分野で円借款を供与している。 エイズなどの感染症分野では、円借款案件等にかかるコントラクター契約書に盛り込むことを想定したHIV/エイズ予防条項案を作成。ベトナム、タイ、ラオスでは既往橋梁案件における HIV/エイズ感染予防調査と相手国政府への提言(HIV/エイズ予防条項案の活用を含む)を実施。インドでは既往輪切り灌漑案件に絡めマラリア感染リスク軽減調査を実施し、結果を後続フェーズに反映すべく対応中である。 上記以外の分野では、円借款を活用し、紛争後の復興支援として、スリランカでの国内外の専門家と連携した復興調査提言、これを踏まえた農村開発、アフガニスタン関連では周辺国向けのインフラ整備に取り組んだ。災害や生態系保存、ジェンダー等の分野でも支援を行っている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への概ね適切な取り組みがなされている。人口問題は、国毎の状況に応じて、初等教育や識字教育を通じた女性の地位向上など、多様な取り組みによる対応の強化が必要。 上記 HIV/エイズ予防条項案については、特定国、限られた円借款案件での適用に留まっており、幅広い運用を促す方策が必要。 新 ODA 大綱における平和構築分野での ODA 活用への言及、世界水フォーラム後のエビアンサミットで、我が国政府が水問題への行動計画策定を主導したこと等を踏まえ、紛争、水問題等への継続的なフォローアップが必要。 <p>(注)指標の定義は、2003 年度より、新規承諾案件のうち指標に該当する取り組みを行った案件の割合表示から、既承諾案件を含めてその年度中に新たに指標に該当する取り組みを行った案件の件数表示に変更している。</p> | | | | | | | | |

| 課題 | 取り組み例 | 指標 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 (計画値) | 2002 | 2003 (計画値) |
|---|--|----|------|------|------|---------------|------|---------------|
| 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化 | 関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化 | - | | | | | | |
| <p>1. 年間事業計画に含まれる目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世銀炭素基金への出資を通じ、CDM 案件形成等の知見を獲得している。 ・ 「WSSD」及び「世界水フォーラム」で NGO、民間企業、我が国地方自治体、国際機関、他二国間援助機関等とワークショップや分科会を開催。地球環境や水資源問題を中心に協調して対応を検討するための連携関係を構築。仏 AFD とは水問題対応等に向けた連携促進を目的に取極めを結んでいる。 ・ スリランカ、アフガニスタン等復興支援に関する調査を実施しワークショップを開催。この際得た現地の大学、開発途上国及び我が国専門家とのネットワークを維持し、知的連携を強めている。 ・ 地球温暖化問題への対応策の具体化に資する各種委員会や研究会への参加・貢献等を通じ、我が国の企業、政府、関連機関等との連携関係を強化している。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題への適切な取り組みがなされている。 | | | | | | | | |